諸家七家集大觀

下

911.3
シ
下

曠野

嵌

員外

炭俵

曠野

信濃何丸撰釋

序文の内いとゆゑのいとこまやかなる心のたしのあるこの物きこゆるまでとゝわて

愚考源氏よりあまたゝてよくる物きものをかけるゝのなるゝるをたゝの世よりをあるをまを自然よりあらハるゝの美言ゝるゝ

芭蕉翁曰翁云ふ人の長ゝ分ゝりて四し位の句をよりとれるるとあるゝむをまををよりとれるるをまるゝるゝるゝるゝるゝ句ゝるゝ上京の句をゝ心のとゝこの句

ゝるゝゝゝと持一ゝ津ゝ浦ゝ者を境波濤のきゝり世ひなをのてゝ句しをゝをゝるゝゝるゝとていゝて集といゝ一けむ我後見の集ゝ我家の俳諧の一体の諧ゝりて我心よ應をさゝ句ハ句ゝものゝゝ曠世集よ貞室宗因等の句ゝものゝゝるゝゝ我家の俳諧の体ゝるまハこ形けゝしきゝ俳諧の俚言ゝるゝ故よ文盲愚昧ものゝゝくゝゝるまて自已よ俳諧を知ゝりとれりゝりゝ笑ゝ出来ゝゝゝむ元俗の今日ゝまハ物とゝきむこゝいてとて他の人を指しむゝりゝあゝゝ我家の俳諧を説むをゝこ完このこゝをゝをゝゝゝりゝ事ゝりまと曲翠よ諧ゝりゝよゝりゝと云ゝ或書よ翁の曰我俳諧のゝをときゝるをゝをゝをゝとき沢を知ゝ

[illegible]と愚考れば人らく紙雀舌の人れいかに[illegible]
て紙きるをとることやてを紙こるをいかめるを
甚しなひら言るり初心にして他の白を批判
するを又行をらいてきを業[illegible]をを雪人の力
よりて[illegible]の[illegible]るを[illegible]れ不[illegible]るめん　既に宗
謐の白を荊口と許云[illegible]そこるひ世坡
の翁の白しの注の形面さ　去来の[illegible]鹿山
の附をくを[illegible]数ひ浪化[illegible]いさらそ
れ翁の白を解しそでるひ夕新や秋を[illegible]白を秋
白[illegible]と思[illegible]の歌ひを[illegible]支考を扇引さく
の白をさ[illegible]るの[illegible]を皆[illegible]を人の[illegible]
及をさ[illegible]の恵子[illegible]や上[illegible]の峯さく
れめしまして後世の今[illegible]れしてをや
[illegible]をしとを[illegible]花の吉野山

愚考依川田喜六の峯の白雲を[illegible]山
[illegible]此白古今の名吟[illegible]世の人口[illegible]
て[illegible]の故[illegible]名吟[illegible]やと問[illegible]の
[illegible]を[illegible]支考[illegible]書[illegible]の[illegible]祖翁吉野[illegible]
[illegible]貞室の[illegible][illegible]我又[illegible]
[illegible]の[illegible]下恵[illegible]
[illegible]彼名不[illegible]の格[illegible]
[illegible]軍書[illegible]吉野山
此支考[illegible]一白[illegible]
[illegible]字の[illegible]
山を黄金[illegible]金峯山[illegible]
の峰嶽[illegible]云震旦[illegible]
峯[illegible]云此山[illegible]陸育林[illegible]と[illegible]山と[illegible]

列て花束を捧ぐ扨社清見原天皇御製
ものをよくとよくえてよといひしものよ
くえよよきこゝろ世心あるゝ人をぞ御製
しをきてるをぞ古世と形て
ものゝをくえ心とのみ心をけて尚白の所なる
古世をえて花をえをえ花をえをえて
土胡のかなる花をえて古世をえ花
をえ帝のなをえ二日めを古世をえ桜
をえ水のなる古世をえ唯大雪の中に
をいをいを美素のものの山を大雪を降
をえ呂の心を回茶をとをを右を記す処のなし
皆彼御製をよれをををしを毎を自素の名
なれ訳を古世をえをとすをとを花をを
花ををくをえをどすれをものををを

の中を花とをものを一日をいひをえて
ををを古世山をいひをけて花ををとをを
西行を見ををを滅を奉代の名吟ををと
流石の祖翁云ををて所をををを丈を
く貞室の脱を分入をを祖師の大量をを
中をを形をを西行上人の次歌ををを
きを花を筆を紙をを

伺をを花をを人の　去力
楠花曰道元禅師の歌を詠をを鉢
袋物衣猫の皮花のさをを大去力の朝
叶ものなをを花ををるをや

峯の雲　かをを花をををを
去連曰堀川百首を花をを人城の雲やを
をを心をを橘の四方の山の端

[illegible]の[illegible]の[illegible]といふ[illegible]む花の宿

敬敬曰左傳曰師一宿為舍再宿為信過信為次[illegible]を信ふ一夜泊るを上の客二夜泊るを中の客三夜泊るを下の客とす[illegible]しの下

[illegible]の[illegible]八花の七日を泊りて心の[illegible]を惜まむと

[illegible]上しの梅ふ成ぬ　花　孔　滝

[illegible]示曰すくふ狂越へき[illegible]の[illegible]しふわけ

[illegible]雪ふ梅ふ[illegible]の[illegible]吉歌[illegible]形[illegible]

[illegible]　花を　酒　盗　人よし

愚考万葉ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]の[illegible]ての後[illegible]ふ[illegible]

[illegible]ふ花の新の[illegible]ゆ[illegible]八盃を[illegible]

[illegible]酒盗人よ[illegible]心[illegible]

[illegible]あひや　初　花[illegible]

愚考[illegible]あひ[illegible]信ふ[illegible]

檀の木の花ふ[illegible]

愚考檀の木を曙世集の撰去花分う堂号をいふ[illegible]尾陽檀木堂主人と序ふ書[illegible]

目[illegible]を[illegible]ふ[illegible]　初　樵

愚考孟子曰口之於味也目之於色也耳之於声也鼻之於臭也又彩撰万葉ふ綿て曙野集[illegible]目見山花耳聴[illegible]ふ五月山郭花月夜[illegible]ふ[illegible]又[illegible]

[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]堂ふ三[illegible]切の名[illegible]

[illegible]の人口ふ[illegible]ねし

[illegible]声[illegible]の[illegible]　杜宇

雨柳日添二傳形改一声々々毎月見て世々雲
路ゆくらん　をさらゆく

杜鵑　十日　よすがら　夜　毋　々
弁地日壬生忠見いはくいはくゆくらむ郭公
涙のつゆ　をすがら夜深きに涙を世をれ京
物る遠と形の

明月や今起て宵の雲なし
愚考金葉集さよふけて嵐さあらしをたか
ときすなくなくさとさとなきて雲うつれ
峠まて秋花一て月見　の歌
愚考宮家卿いさらてをたねのかりて関
すをむとてはう一を月の入峯の伴まる叶ひ
なむや浪化解　云世秋をいさらて雲をて
さとうとふかやてと云白れ注　引て

月の

月の一し既　祖　自　西　賀　の　裏　笑
妹屐　けて　出　立　し　ら　て　ふ　て　の　紀　意
ゆ　て　考　会　す　し

名月や　年　よ　十　二　を　宵　の　雲
古連日八月十五日　紀　す　紀　納　言　十　二　回　中　会　勝
於　此　又　之　此　の　意　し　和　又　続　古　今　集　天　暦　序　製　月
さ　て　と　見　る　月　を　遠　と　今　月　の　さ　と　し　の　月　と　仏　る　月
を　形　き
名月や　海　よ　ま　り　て　と　み　よ　見　て
遠　村　日　初　花　集　と　秋　の　夜　の　月　と　心　の　あ　く　れ　て
雲　毋　と　物　と　見　と　と　と　の　と　と　の　紀　と　仏　て　り
新　て　て　夜　見　ら　と　不　と　見　る　月　夜　ぶ
愚考十三夜を中右記云保延元年九月十
三日今宵雲霧陰明之覚平法皇明月会及之

中世伝生　中右記に中御門右大臣藤原宗忠の家説なるべし　磯部天皇のはつかや
又曰建仁の三益和尚十三夜の詩の序に
十夜数月を延喜は時と云
暮いりぬ月の京なるべし海の果
愚考朝日の月の日の天文志曰月朝見東方曰朋又謂之例匿白の言を朋に朋をといへ
といふなるや月は朋なりといふの白こ
伊勢の見立る仏三日の月
敬称曰白瑞日月の三日生明之名杜詩に新月似磨弦或玉鉤弯月初月若月等の名
を名なるべしとなるべし似たること
夕月夜形焼げして白くうるむ
愚考新撰美埜紀に夕三里夜と出たり

と刈す曰月の月出て暮方まて三里の
間刈す（きの名なり夕月日和月日す（て月
をつくと刈するなり）

雲北日や祇所夜の新の色

こ角曰謡に俗階の源氏なりと色を一様に
して元亨釈書のうちなて目に立初身ちのき
雲に紀国中略十とをなるの氏なる（徒とるく
云やみちを刈て江口の里にて宗因やこれ
とこそは方いの形のひとしきといるを形して
こ実を接きる不肌書に入て給れとこ二に
元亨釈書初にあるに不に天津にて宗いひ
出すとあり

いさ出の心雲に月に出て不まて
新撰紀に雲に月に出て出とこ出のひとこ

宣家卿のいはくこれその秋の所の御所に今よ庭すゑ
きこゆるおもしろし

夜の雪 花とみるやうにて枝ならむ
愚考古今集よみ人しらず 夜そ雪 一き杜萩
の枝もたわゝに花咲るといふ萩の奪胎換骨
の法をもて仮まこと秋充とも格別なり

二日 ふるもなりをもて形花の表
一書に八雪よりの友の来て酒無し給はかりの
ほとりまし故給に給ふて色まて咲る体を
ふるまひ花を学唐用楽のさまにて芸を
ふるまひ雪をもてをしき此一年の時の眺を
見たりしなるまよりしし二日ふるまひ
をもし眺をえやし二日ふるまひ花の表
まてまことあまと燃清をもる心のかと

一

一条紙に云 二日 ふるもとすゝきの
呼目なまと二日 ふるもとすゝきと 一書に二日
てなるうをもとしなのおてのの中眺こと云
愚考ふるもとに八又二日ふる表をまて眺を見
ふるもとすゝきいやしめうをもとと初を入て
なるの続撰集に人の歌よこのくをもとし
初橋にてふるもと因し表をて人の気をうく何
に入いやしおまとをの何八しと初橋に挑
花の表をいひかをうをもを春の花の表
をををひまに人の運ひをうる色
松のさうに伊勢の家集に人を詠
愚考伊勢の清を来河院に住て宣家に法
松のうをもをまを書てよめる古今集に元を川
河ふるあまに秋家の歌に初ふるゆく初ふる宵をう

[illegible]
[illegible]堂曰宗祇法師[illegible]貝[illegible]
[illegible]連歌の貝[illegible]
[illegible]
[illegible]

如今矢一年に一度を二度と元形にて合と
なるもの
伊勢浦やはま引網心なきは
味堂曰太神宮造営の材木紀列熊野より
小椎子栗やひろくも松の門
愚考続日本紀曰聖武天皇神亀二年播
磨直漢女より椎子の樹を献ず伊勢物語
と石の上とをとりまぜ水をせきかけ
の大とをとりまぜ紅を摘む
月花のうつめる既望の木くれ
一書に月花の姫とて年の姫月の姫日の姫を
ゆ流とること既望の木花とまぜ八仙とて八
月形花形とりまぜ八仙とは八月の季に表す
さて姫やとかいの面いの形らむ

一書に姫のいの面にて飯の面にて瘦せ
云ふ寺柏湾にて姫の面にて面にさかの姫の化
りてのいうなるむとりまぜ一書に姫のい孫
治命大見等の名にて仮面
初夏の目出度名にて鯉魚
愚考鯉魚カツホウ、カツホウ、とや鰹八北
条五代記云鎌倉を毎年夏に至て西海より
東海一番に伊豆に献ず安房の浦に約上る
件の鰹を勝負にこの法にてとやし
考に変変し法侍戦場門出の酒肴にて鰹
を考とし月ひしこ
初美や漢名の橋の今れさま
一書に藤まで藤夜美にて玉鉾の漢名の
橋にて藤ま藤

愚考元慶八年沙名れ

[illegible]を造り[illegible]五十六丈又正徳[illegible]云[illegible]江国[illegible]
皇[illegible]と[illegible]宮て[illegible]と[illegible]の間[illegible]
[illegible]を[illegible]名の[illegible]と[illegible]八[illegible]関[illegible]師[illegible]
右[illegible]同一碧[illegible]
[illegible]
[illegible]名れ[illegible]を初[illegible]
[illegible]
[illegible]

九ヶ月にして声なり　建仁二年十月十五日
の朔誕生す時に雲降り香を焚く雲を見て
物とするものそと問へば雲と云りのこと云へり我
生まれし時も雲有りとして仏教大師と以て重一
國師と以て誕生の時の盛物の色と雲の白
きを語るなく名師の叡智を甘歎して我八
元日の生まれにて松作の門餅を始美服を餅
子の衣上に用ゐれとまおしも衣未まきを祝し
為に集しし已が身を省みれ衣をうと知へし
我等武人家に為るやけさの衣
蓮糸曰ふるへるく言きいやしきに松しるへて
衣をむしるやまとしるる人師兼法義の衣を
のるるへくや
雪花て折入りし金一梅の花

愚考拾遺集家に花とまおしの花に折き入
祝ふとも雪を花とを家夜花を成列より
寅よりて朔花といふを寅列より卯刻をと云
梅の木に枝やうり木や梅の花
一書に神武紀弘氏綱代氏邪と号す
愚考師兼の歌に山に折き山の松
に枝やうの木の枝の花の花に古歌に
るるし寄木をの木の生するこ息とるる子息
息女の号にて実の子をいふ人生所以迚何本一
幹而分得乳異息故迚重離毋義也故子息
息女かといふ
長雨を伊勢の重一ヶ月より
玄味堂曰重一を伊勢地人松田自當之育人
にて仰諸に志ゆく白をする毎に紙に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

少右將軍よりいまだ永和九年三月三日に十二人
會稽山陰の蘭亭に會す晉書列傳を照
又して云文を善し隷書を善し又草書
に妙を得たり草聖と呼ぶ性鵝を愛す
會稽に孤居する老嫗有り一鵝を養ふ
鳴音を賞愛するをおもひ買はんと欲
親友を誘て賀を命ず嫗義之が命なりと雪
て京にのぼり義之を訪ふ歎賞すること
ひとしからず又山陰に一百土有り好鵝を養ふ
義之往て是を乞ふ百土の云我が家に在種鵝を
望む者を求む百土の云我が家に在種鵝を
望むこと甚しかりしかども未だ是を後
ふ百土と云て是を乞ふて去る百土喜ぶこと
我朝に遣唐使の書籍を買ふ人と云て彼の書を
是を乞ふの下四字釈日本紀に神功皇后
より以前の書文出傳なし天神天皇の代
字に使を新羅に出し人を招きまし
と云て又河海抄に曰今の世の俗名を以法姓
て伝る仏教の俗名を日本紀万葉集の歌の
の如くに日本紀を書を伝て出万葉集を書
と云て例とを為て書を又宮中御
書写七寺本紀の初に上宮聖徳八幡
命を伝り下に平出家を受戒を伝り
京の一家を伝教を助くと云て又所

池に勝手書を学ぶ池水悉く墨黒くなる
て是を硯池と云の如く学ぶ心未だ是を後
ふ事と云て是を学ぶ事を学ぶ事を
我朝に遣唐使の書籍を買ふ人と云て彼の書を
是を乞ふの下四字釈日本紀に神功皇后
より以前の書文出傳なし天神天皇の代
字に使を新羅に出し人を招きまし
と云て又河海抄に曰今の世の俗名を以法姓
て伝る仏教の俗名を日本紀万葉集の歌の
の如くに日本紀を書を伝て出万葉集を書
と云て例とを為て書を又宮中御
書写七寺本紀の初に上宮聖徳八幡
命を伝り下に平出家を受戒を伝り
京の一家を伝教を助くと云て又所

[illegible]の文家にて古体字字の内より刷出て
[illegible]を作りて
いとのしき聖跡沿ん[illegible]抑
[illegible]堂曰叔夜抑若終日[illegible]
[illegible]しし所中より[illegible]一四より
愚考古[illegible]奉[illegible]て所を色むて中と[illegible]
後世方[illegible]を所中と云圓[illegible]のを帽[illegible]
[illegible]
[illegible]曰六百番歌合[illegible]
[illegible]
[illegible]を突て歌中上[illegible]
一書[illegible]女院の侍車の前[illegible]
集の撰[illegible]
[illegible]

の秋[illegible]を例[illegible]
[illegible]
一書[illegible]西[illegible]の[illegible]
[illegible]の山吹[illegible]
[illegible]堂[illegible]の川[illegible]
[illegible]
[illegible]

野蠶絲しく蒲被を多子民芝を元て紫
用ゆ信濃紙の産の山民帛よ織りて為用す
強て繊細と呼ぶ絹紬を虞物多り世帛 水
神のぬむものとしいて水産の人を忌て為
ふるを忌たるとき多り羊絹よ五倍す
蹉 よ 燒 兵 ま ゆ る 一 し 更 衣
愚考 甫 栢 老 人 を 集 ル 三 十 六 歌 仙 の 一 人 よ
して古今傳授の人多り 歌を堺流の一派を立
書を能る年流より出て堺流の一流を新し 文
人 老 よ 三 堂 と て 香 酒 菓 よ 硯 ふ 牛 角 ま 金 粉
をちりめて 歌 道 遊 す 大 永 七 年 四 月 辛 す
義 堂 と 号 す 世 為 家 紙 の 行 人 多 産 ハ 室 町 て 宗
紙 の 賜 へ し る 兵 を 多 ま 西 為 る 一 し と
文 為 ま る 多 兵 一 の 葉 沙 ひ ま 川 多

一書よ枝ひるものを枝よ ま 花ひるものを花
ひるもの一の葉の去きを葉ものを 遠の 紀 忠 ろ へ
し 愚考一の葉の葉のめくるよりて 立 て ち
さ き 多 ろ り 陽 山 ろ ま ふ せ ち 氏 遠 ま も す る
ろ り 一 葉 の 枝 ろ き を 葉 し ま し ひ ろ る 宜 こ
ま の 紀 ろ と い ふ を 古 歌 よ 為 出 し 葉 の 二
葉 の ま の ま ま よ 文 ま ち け ま を 葵 葉 ま る 世 歌 よ
る む よ り ま ひ し
ま ら き よ り ら ま き よ り 葉 ま ま
新 抑 日 和 泉 式 紀 ら ら き よ り ら ま き を ま ま 入 よ
ま ま ま ま ま ま て ら を 山 の 陽 の 月
西 白 ま ま ま し さ ハ ま ま 移 縄 ま る
成 美 日 ま ま し の 紀 不 詳 或 説 よ ま ま ま し ハ 三 世 ま
て 移 を 陸 ま よ 縄 の 数 を い よ こ と い ま り 愚考三四

を五六ばかりこく煮し名人の料理を五種を
せ掛を巻くといふ和歌玄塵抄に住江の岸の松
の根うちさらしとよめるを松の根を手洗に
なるとさまた水中に掛く移縄の数しを洗に
めくるに見ゆるをさらし掛くるとを伝れくるら
むさて白の意を杜律曰五月江涙茅園寒番弄
漁舟移白日高歌伏櫪心一

面白うてやがてかなしき移哀

愚考松のしろう見るに門に入やうて移のにより魚を
たくさんとて舟に手物のさまを見まくと面白きを
ろくやうにてかなしきをもとるよまとしいふる
ものいはまろ命の情うさまむと移のなつまを
に魚のうるしまを手にとねるを仁徳記
うたにあり一し 智度論曰如宝中金為小法罪中

殺生罪為第一或書に古文枕冊の辞を
引て歌楽抵掌哀傷愛といふ浮世の方
の意に詩の心を記しもとくに 愚老記
にらくに白を真室の白を捨て伝ら
ものの本体なる事は歌学者に聞
拙子や義孫書人を恨らむ
一書に火桶に拙子に花を画くるを後
水尾院の御製とも又東福門院の御好とも
いふ 愚考拙子紙に書記とするものの
拙子撥山吹さまを拙子の恨むといふ云使
の云ぬやうの形のをとるの一
すひつさへすこきに云の炭 儀
風谷曰云名抄曰火桶ことに云のすひ炭の心地
してくまずすさめしすさまじの方やとよめる

又十二の女子の色を学て色のすひつは
そ火の形きそ今おしすきまりきまと
雖しそう又落お納云うすさすしきこの
云のすひつまを一斗の立とまそるまう
ろしさをりて一斗の立とまそるまう
夕顔や枝をいろしの瓢ゝ
此句を枝に心おりるの風国枝を墓太康工
院より泊船集評林句解金花傳 袖日記より
より歩きを心おり遠する根元をいまを古歌云
るろくゆ一句古歌の枝瓢句を思いは此句をる枝
と思ひしまるゝ心夫を只おかをそ枝をるゝて句
の意ゝ枝ら瓢一途ゝ枝りゝ此てうとえゆ
を曠歩ゝ眼前云の枝ゝあるを案おとや
いそ心又金花傳ゝ曰やゝの句法かゝの句

句法の色ゝ枝接といゝ枝りゝ花を
古ゝの恨ゝ心句ゝ皆実ゝ色ゝ瓢ゝ枝ゝ
古今抄ゝ曰夕顔ゝ枝ゝと句を切て遺し
夕顔の花と瓢の実ゝの云枝の差別ゝて
句恨ゝ瓢のをゝしくやさしき花の夕顔ゝ
のゝか瓢ゝるりゝやとはやそうゝえのやと
云こしと云ゝ　愚考ゝ枝ゝ形ゝひゝ
とゝ色ゝそゝ枝ゝいゝしの花ゝそあり
ゝる此歌ゝ引あてゝ計てゝゝゝ又花
るゝ此歌ゝ只一いゝゝゝゝ今え
ゝ八いゝしの花ゝゝと色ゝ去ゝ現ゝ皆
治宝ゝ夕顔やのやうゝひとゝ宇ゝ
色ゝ去ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
句古歌を指して夕顔やゝ一いゝゝ白ゝ

咲わしてなるゝ芝ゝ枝よ百まいハいるゝしの飄
よゝるゝゝと未来を去そゝゝゝひしゝ白と眼前の
やゝて未来を捨のゝるまハゝゝゝひゝゝ
芝ゝて百年の迷ひをなゝす為しゝて
るゝゝゝのゝゝや稽を学ぶしの白をきのゝ
やゝゝゝとゝゝひやゝゝのやのゝるまハ芝ゝ浪ゝ
ゝゝゝ未来のゝとゝゝゝゝ義ゝゝゝゝ
すゝくゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の白法おしの習ひあゝ修の芝ゝ修授
とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
連伝をゝして法のゝまゝゝゝゝゝゝゝゝ法を
学て修ゝゝ修文ゝおしの習ひとゝ伝ゝ
そゝやゝの法ゝゝ名不旧法神祇教年月
日人名二事合体芝ゝを始ゝゝゝ十立通の

白ゝゝやゝやゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
学てあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の秘伝ゝゝ

雲孔雀腰ゝけ　不老ゝゝゝ

愚考樂天話老白雲僧仙人角両足誠ゝ名
人の名筆ゝゝ
涼しゝゝ　板ゝゝゝ　木　作ゝゝ
愚考玄旨法印ゝ古今伝授の人ゝて号幽
秋集ゝ三十六歌仙の一人ゝ夫木集川ゝゝの
歌の板の筆ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
しゝゝゝゝ板ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
しゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
法眼ゝ伝ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

真教寺中略て伝信を宣むと云て

新教を立るまやるるるるるの

愚考新教の毒を人のたるるるるる事手をもて取敢ず蕪の油を狂し毒をるるるる

義よりなるるるるる

ものなりさまたてあるてなくうしめ給書なた
し書うるうるれて白堂人の眼逸まる

枯枝に鳥のとまりけり秋の暮

一書に此句を季吟芭蕉季堂一派新流の
革新に信の一章を更に集書うるすねるやや
を忘れてより我身のえさされたるうきぶ
花ある柴の業枯をけりて人る出光の紀志も
あるの了

[illegible]

愚考酒を燒るの間温の間をりてようとも
[illegible]間と云晉朝雜記南史あるいは燒炭
有昔手琴とい去燒の形に炭を燒て木人
形ふ酒瓶をく一させ客のきるる時を彼
燒炭にて人形をして酒をなるふ出させて

客に人形をうるるとて又林間燒酒和泉
名名あるあるあるる又半嶺物語に曰言倉院
紫を獻覽しまるむとちさちるに或夜殿
に吹らるてをまいは後ちの供のみもつと給きに
ゆすとして悪く掃すてをり殿の枝にちる
木の葉を掃後の除りて酒あるめるして
菊りまいてをるるられるをるものの義人
忘入て物りるるに王上殿に天氣出快意に
手矢せるして酒を燒るに多葉を燒とい
殿の心をいをまるるるるるるるをし一るそ
やさしるるるるものるるると郎て感感るるるう
をるるるるるるるるるるるるるるるるる
まてを殿をををしきるるの好るすや

蓮の実の出げ[illegible]る蓮の実ら

愚考續世說曰後唐馮都為秘書監時
張承業權貴用事日客燕陳列珍果客
散無先嘗都食之必先承業私戒主
者他日都至惟以乾藕子置茶而已
都知不可啖韓中出一鉄椎碎而食之
承業大笑曰馮公易之多敗吾業今日
乞錢人去坐亭一行人側之蓮池中蓮實
之元亦如此也

愚考閑孫云呂津蓋爰
愚考閑孫云蓋形又名蓋元蓋津三字蓋氏
名蓋の力工なりしを今名作井者と代て
世上の俗変をいふなり

作井て我よきうをよ　坊ろ妻

素堂云樽の坊よ金りてけり妻よ作を
みをむ昔澤陽の江の女のごとくして樂天を
なりしむる商人の妻の名ら蓋の名氏や
今坊ろ妻北作をいふよ井て翁を飲くさめ
しをやとよ当世ふしをきこうきを江の
かとり先を樽の城地を作りとよ又名をむ
一書よ雅従卿のみよりの山北杖やさよ
けて古にさらく衣うはなり古欲とよ昌
出らきて已ちなにといと意しくるのうきよ
をめてを不ろうるきめるを井てきうをよ
やまよりて旅客のうさよけすきむりの

[illegible]

[illegible]

白菓のちりめんおしんちをしき

古注よりのちりめんちりめんしき博花なり

て世中果のうちなる八橋を日をのきりてちり
めんを八橋をそのことをめを菓の花のいろを
うへめにうつてあるをちりめんしー

[illegible]

愚考ちりめんちりめんを菓の花

[illegible]

[illegible]

[illegible]

愚考天地の物をを[illegible]の物書より出声
天地の語をのうとなりしこ

一夜をて三年をうこ初をれ

[illegible]

[illegible]人のいはなまに[illegible]ひ[illegible]
[illegible]

[illegible]
去来抄曰二日の月といひ吹らるゝ
[illegible]
月といふものゝ[illegible]名目をのそけ
[illegible]

[illegible]
敬教云司馬温公詩侍曰魏野之詩ハ燒薬炉
中無宿火讀書窻下有殘灯

[illegible]
愚考雪の中を[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

本草にらさゝむしたゝきにうとなして

いたけなやや屠蘇なる初り人次第

愚考いたけなやを初イトケナシ曲礼曰人生十年曰幼又本草小品方曰屠蘇此華陀之方也元日飲之辟疫癘一切不正之気造法用白朮桂心七文五分防風一両薤藝五文烏頭二文五分巴戟五分茱萸七分乾赤小豆十四枚右三角之以絳袋盛之除夜懸井底元旦取出並酒中煎数沸家挙東向從少至長次第飲之系滓還投井中歳飲此水一世无病とゝく

年毎に屠蘇の薬の名 の部

愚考屠蘇を清水天皇貞観元年十一月九日略に於て二月申の日に屠蘇祭を称徳天皇神護景雲二年正月九日和刻三至

山又曲礼之内年十一月九日に遂号とゝく又曰屠蘇を五樓家の祖神なりの神詠に曰ふるさらくの南の岩に家居して今そさかえむかの薬浪河花集に屠蘇山の薬浪咲しより幾ゆ一とゝなりて入門の内出の門を永より出しとゝく爾雅曰窮樓於弋為樓鑿垣而樓為塒又詩曰窮樓於桀云ふ小窮樓の号なるを花表なると書を大小窮なりとゝや窮樓を金木と共木とも内の間に樓を名とゝり略して窮花と書木ゝ書木ゝ華表八誹諧之木造の方格別之

沓書 ゝ名ゝりゝゝ 櫛の部

愚考伊勢石清水を二所の宗廟と欽明天皇三十一年巻第国字伝弘仁法度を信和

[illegible]貞観元年八月廿三日今の男山ふもとに
[illegible]所の始を村上天皇天暦三年
四月中午の日平將門退治の祈禱の為
[illegible]と云て後三月に改めらる花香余情に曰
[illegible]所
挿頭使菊舞人儀陪從山吹と云て正体物
に宣家卿ちりぬるを[illegible]衣に[illegible]山の垂竹の大
[illegible]人のこの[illegible]

[illegible]の[illegible]つりて[illegible]佛[illegible]

愚考[illegible]曰四月八日浴佛以五[illegible]水灌頂又
法[illegible]法數曰灌艾納都梁以上灌佛の三種[illegible]
と云義和七年四月八日律師靜安法[illegible]
いて始て[illegible]又推古天皇元年始て灌仏[illegible]
[illegible]

面瘦て葵[illegible]

愚考競[illegible]武天皇[illegible]雲三年五月
五日に始[illegible]

[illegible]菜より七夕[illegible]
弁地曰万葉に秋の[illegible]
[illegible]
花葛花[illegible]の花か[illegible]花葉[illegible]の花尾
[illegible]の衣の一[illegible]花
愚考十月朔日百度衣を更[illegible]
小魚を[illegible]
[illegible]
愚考五[illegible]元日白[illegible]
年中行事曰十一月中の丑[illegible]
[illegible]
[illegible]天女天降[illegible]琴声を感し五度

神なるうしうしうしうし秋よりしなかをとめさひすさうあををしなさひすさうううしうしうあをを公事根元日舞姫を五人こさをしてしよりをを幾度とうしうしてををあるかを宣法こさるをうとあるうし秋八歳度持をあるうをとかをつてえを八元日より白る踏歌始年号四と数合五度ありと変をを治宣しうを八りとをあるものこ古往今来めるるきてをえをて中し凡亦の及ふきを不よりしを能しれりい味りよて感はすし或書不日雄略天皇二十二年外亦は迂亦ある年形事の附天人降て神樂を奏す此例よりるといくなる一きりるや

追きてや眠よはるるる　愚の面

愚考延喜式曰方相といふものの面よ四目を射て愚かりしかりの桃の弓芦の矢を執て宮城の四門よ儺よと云て続日本紀よ曰文武天皇慶雲三年始て牛を作り儺よて疫疾を拂よと云て此夜豆を打る事後漢礼儀志曰黄金を以て夜叉小豆又名物六帖云教坊記曰大面出北齊蘭陵王長恭性膽勇而貌如婦人自嫌不足以威敵乃刻木為組面除陳其之此詩歌十六名歌ましてはらるるを八御よ及ひ

祿岡の撰ひのこしまひしさをを

愚考祿岡を一条祿岡英良公後花園院後土御門院両代の関白之関白の父を大岡とり大岡判髪して祿岡と自称す

新嘗のきかう打ちくもうみ

新論曰きこうそ家あり玉簪草と書金佛
擬宝珠の義字あり葱の花をきかうといへ
糊賣花醬の髪のちひさく結ひたるとき
かうよりえたるなり結ひたる髪を未蔡髪
あり俗よりれ九蔡といへ

五美人

ちけうの抱つけた我衣この邪
愚考李夫人を前漢外戚伝曰李延年歌
あり漢武帝后宮中又曰婦女五人五等あり
后夫人孺子婦人妻妾あり漢書曰上思
夫人不已方士少翁言能致其神迺夜張
燈燭設帷帳陳酒食而令上居他帳遥望
見之如夫人狀而不得就近而涕泣帝
作詩曰是邪非邪立而望之偏
何姍姍其来遲又夫木集李夫人歌
雅有歌あり人をうる便りもなきこと
い帝のたらさそ行ひ方をもえ
玄宗ゆして妃とす光妃を女友の位より
て后よりたく相國よりと云く夫木集
言を楊光妃よ歌す張夷堅よ為みをて
めの花の色むりの人れ面影そする
りの数寄やむりの芸の侵るむ
愚考昭陽人を十六業りて漢室よ入生
涯帝のいたりみをるりしと云く夫
木集昭陽人よ歌する歌言をの朝臣
りやむ引き家よ吹人まてとしれ

[illegible]年の[illegible]

花形[illegible]極の[illegible]牡丹の形

愚考西施を含羞花の人形をひさぐ物の娘なり越王句踐の宮女なりしを范蠡諫て呉王に[illegible]れたる由意味らのなり百川学海曰西施を牡丹芍薬に比す王隣の詩芍薬弦末功已成花看終日愁殘生呉王宮在應多恨写醉西子不真情花八芍薬を牡丹に仮り改めたる子細を芍薬を植る一説八二説を花さうなる[illegible]牡丹なく極の一説八花のよろしき説八なり花則西子の対に比するなりさて比西施を夫木集1陵園妾の歌なるを西施と入替たる訳を陵園妾といふを

天子崩御ありて陵園に入る宮女達の号なりて甚忌しきものなり説八美人と振舞するなり夫木集陵園妾高倉院の歌二首

雲の愁枝の悲の[illegible]三代まで今[illegible]松の戸をとちてこそ[illegible]その日のなる夜を[illegible]の松の三玉集月[illegible]松の門いでやとれりと[illegible]又白氏文集に松門暁倒月徘徊拓城雨日風蕭瑟[illegible]

[illegible]の木[illegible]

愚考漢帝草于王昭君を[illegible]昭君八三千余一の美女なり画工の描[illegible]

を始さまとなる二子第一の女なる故なよ
の本よりまれなと名付せり 文木集王嬙
若し敬する宣家にうせるとなりなりしと
きのみにつみのかのようにきうなる又五
雅姐曰西子失方吳宮王嬙蕪絶異城昭
陽終為褚水鄰國兄弟尺組絶命不如
去去不可勝數矣此五人の美人を出し
たるなるとなる文木集王なるとなるとい
を取ものしし形まてるいやし翁の
帝王なる故王なるといるを名とと
なるまいひなるとなるとなる族なるを勝
次第王すし

七夕よものするるまむり

愚考七夕を公事根元曰孝德天皇天平
勝宝七年始めて彩りとなる又爾雅曰析木
謂之津左箕斗之間則天河也劉炫曰
天河左箕斗二十五之間唯南子曰烏鵲
填河成橋度織女俗通曰織女七夕當
度河使烏鵲橋集林大斗記曰天河之西左
星煌々与參俱出謂之牽牛天河之東有
星微々左氏之伯謂之織女

世考 嘗 やむ 世を 為り 王 ゑり
愚考義房卿云万里小路正二位中納言
帝王諫表を献りて世を逃れ給ふ来たる大平
記王なるなるなる世王年三十九中古の賢人
本朝の三忠臣と申奉り建武二年三月公
家物心ちの二祖宗弼と号し逆倫陽王

と号すさまハ古を呼ぶ心ばせをもちまち
うたがうく人まもるる荊 ゑ
愚考師直を配應二年六月謀叛して武庫
川を上れいて誅せらる一族悉滅亡
いろしのうちをうしや月れ 雲
愚考一休禅師を後小松院の御胤名ハ宗純
紫野大徳寺ゑ居狂雲集曰前年奪賜大燈
國師頂相予今更衣入浄土宗故茲奉還栖
雲和上離却禅門最上乗更衣浄土宗僧妄
成心意靈山衆嘆息多年悔大燈又賛法然
上人遺誓曰法然傳開活如来安坐蓮華上
品臺教智者如尼入道一枝起請最奇哉又
一休を狂雲子と号す禅師後来の禅を捨
てもて浄土の三昧ゑ入るさまハいろしのう

をもとを宗者しの衣体を上ゑ上体ゑ
ものの月の雲を狂雲ハ雲の字ゑよ
きるるるこ
呼ゑ禅ゑ上ばくろひのるき 鶯ゑ
愚考法然上人を美作の人名ハ源空
天台より出て義安五年四十三歳ゑて浄土
宗を開き一向専念ゑて建暦二年正月
廿五日東山吉水ゑ於いて迂化呼称の法
くろ氏ゑるきとを会仏三昧るゑ極こ
八宗 毒 奥ゑてゑるる童 因ゑ
愚考欲ゑ見わるきを禁斗ゑ咲を始て
花を奥あるみゑ山の山比叡を禁イろ
をゑるこハ色ゑ外の古めるゑ木の芽
のかるひろ氏をのるるるるけ

大てゝ[illegible]と[illegible]花よ[illegible]説
因と心の對[illegible]

白魚の骨や武蔵の大江山

愚考武蔵の後一條院のあり如泉武蔵
の姫[illegible]長元の比歌人の数よ入大江山の
歌を則序の名歌[illegible]て細ハ白魚の骨
の潔[illegible]ものしといふ心[illegible]

唐崎の松を花より朧まて

一書ハ此句を第三又平句ハ此句を入[illegible]
俳句を後人の[illegible]翁を角ハ[illegible]
[illegible]さて波や去聖の入江ハ弱止て比良
の高松の花を[illegible]奇ハ花より[illegible]
[illegible]とより花を花よりハ松の朧を
面白[illegible]波堂の中の波堂の[illegible]

[illegible]の一書ハ花を[illegible]
名高き松ハ此[illegible]ハ波堂を[illegible]て松を
[illegible]古今抜去来抜ふ[illegible]
[illegible]角去来の[illegible]
[illegible]松の朧より面白[illegible]
唐崎の松橋より朧まて[illegible]第三体[illegible]
唐崎の花を[illegible]夜見波してとを
[illegible]

藁一把[illegible]て花[illegible]
愚考[illegible]波[illegible]の浦尾[illegible]
基俊朝臣[illegible]を伊勢の浜荻抜去
て蛛[illegible]ハ[illegible]月[illegible]伊勢の浜荻
を去て月見むを奇の[illegible]藁去て
花見むを[illegible]月と花との心對

[illegible]て奪胎換骨の法なり

雲弱の鬼獄さいき弱せず

愚考琵琶橋を名古屋より津路一の往還

なるの長六十間余鬼獄を美濃なるの

関さえて岌々なるみさかい

愚考支木集に美濃の国不破の中山雪

冴てと詠る歌の関は荒川宮なるの吟なり

一家紫苑白の二坂を六歩と白妙の我衣

色を染出るなるなり後なるを後の名不

なるり宗祇法師を連歌の中興之紀列

の人に数を一條禅閤に[illegible]東巡列より

古今伝授宗集所三十六歌仙の一人之

文亀二年に列湯本に寂す年八十二

[illegible]

愚考[illegible]衣に変なるの衣なるを考なるを

花なるを[illegible]なるを[illegible]ハ変惜しとなる

古今集に樗色に衣を染く染て花心

花のちるなる心後のうさみに[illegible]

のなるを

五月雨に[illegible]

一書に角曰此橋の名大なる名不に西

ひて矢刻の橋とも中いきとも橋の

の天に[illegible]なる勢田一橋に限るへ[illegible]

[illegible]京大津より宮元橋に去来る湖の

水[illegible]五月雨と[illegible]に[illegible]一面

[illegible]して水接天と[illegible]

[illegible]此一橋を[illegible]

[illegible]京洛の[illegible]

及一きやみ事のあるなりとなり
謦去の数なるへし
牛を殺し者のあるれは月夜
一書に方業山城の強田の里に小石を拾
若を拾ひ入ちよりそゆく此歌未詳者
田をそを為命をとるそ勿海牛もすし
とりしなるへし
みよりし殺をいふ林立見れ者
愚考貝を千手経曰若一切之流生法天善神呼
八當に手自法螺すへし器録に曰螺の物をもて令
命を下し事を報恩を告報に合をて流の
雪を吹らすに勿海生貝を用沙資乃付物
記曰大日如来南天鉄塔吹大法螺先説法以此法螺
授歌迦叶尼仏示弘樹菩薩能中最祖
出征集西海伝弘樹菩薩法華経
薩伝受先牙之時今彩者大峯吹法螺
者警流生法眠方軌也自問自答して
云右聖に貝の音をさるあるに林立と
いふ論なきを以自を右聖に林立の
自をもなるとよろしくに只此自を
居るに推て云自を推に林立
立をもるるるるるへし爰に弘法の
結句といふを聴と貝との間を眠に
立るるるして更に元意をもてを
えるるるに聴と貝めてはとしをも
六月より七月に入るに火射金之
故に此後の武なるるを皆人初の所
去形に中古よりのるるし延長

武尓ましまして六月十二月の晦日に祓ひの文上書
曰金峯山を例の自養且祈祷の所一所に
祈祷の験有則六月朔日之祓日六月の夫
名に後ひて林蹄と号す是は日本に
ましまし蹄あるに出人基を奇とす五経通
義曰蹄去秋分之音也出山のさりて蹄
の音より峯入の貝の音まさるに祓に
いうに林立とを白状をりみよりのその
その字まさる恠のはしそのてまえはものを
おもとりのてまををもり

六月や祓に水好るの角田川

愚考淮南子曰清水水者小濁水水者
大と云て杜詩曰挑行杖々引云杖兮杖兮
爾之性[illegible]直慎勿見水濁躍学変化
為龍[illegible]名試水特狀試鉢將毛
試さまは角田川を平的りて海に迫く
水の流まを孔は清者濁者をもて弾
に夕月の祓為まは目して見分るさし杖
をもてこのきまはしまを者まりて清濁を
試るとりに為

唐古に為士の為に六月の月を見よ

愚考三国一の名の為は出て十三夜を本
朔のものの為まと我朔自負の一名に富士山
を士を為さむとに人の号を為は神を女体
なりと云て

雪の富士葉家一のよの人孔の
一書に為恠祈まて為ひやられし富士の振
をのきたの岩に出て見るの古歌元なり

吉野山を望む大雲の中より
愚考案ずるに出でたる吉野の山のごとき奈良
なる大雲より降りのくさきてそれ山の並まて
見えずなりしと形わ
後ろ九日や不彼の小家の燈
愚考夜ろの日とそて夜を日より次としいるる
ろ孟子曰仰而思之夜以継日晋書曰車胤練囊
数十の螢火を入以照書又以夜
継日不彼の小家とそて不彼そ茅根の月
を居るるら泳ろを書とまるる流れ下く松の十
三日の月の入りまの流れ小家のるる
大雲の出やらしと深井とい
ふ八しさ遠八不彼の命ふうこうる
さそとるるの中にまて不彼の吉世とと
い一と白川ふ紀田ふを振きるる本意
るるる一しとをいて延喜法式ふ又
うそてくむ不彼関そ武そ皇白風二年
始て清列ふ居るると云て
雲雀より上ふ休らふ　作うる
一書ふ何ぞ明ふ詩ふ陽坂盤雲上秦城
向斗看此るそ雲雀より空ふ休らふとい
る形わと云て
花の陰　満ふ　作るる　旅亭うる
一書に忠度にのゆきくれてきの花さかりを
宿とせん花やさいよひかあるし形ふ
郭　公形ふ　花とて哭ひうわ
此考曰不とくきすそ先そ不吉のるる遠八ふく
泪ふ為ふるう

文殊の月を二人ゝ見られまゝ
一書ゝ祖翁の曰一人法とゝ二人ゝ見られ
ゝとゝ法ゝまゝ

特野桶ゝ鹿を射たゝ秋の山

翁之曰一説ゝ特場ゝ桶ゝとゝ桶ゝとゝ
非ゝ一説特野桶と号ゝ法ゝ法眼元信
未曾有次布ゝいしゝ時甚奇ゝ
料ゝ充ゝとちゝ桶ゝ花ゝ花の数
を画ゝ人ゝを鹿を射たゝ秋の
澤庵の墓を訪まゝれ秋の蓼

愚考澤庵和尚但馬の人名宗彭大徒ゝ
任職ゝ川東海ゝ寛基正保二年九月寂
墓印塔ゝ国石耳

芋侍大ゝ
愚考澤庵禁中野干悲雨窠ゝ
水の
ゝとゝ
いく
一書ゝ衣ゝ
ゝ天
愚考天弦門ゝ
ゝ
一節ゝ
陸の北面佐
閑人ゝ成西形ゝ号ゝ

しうして右往左往と云既に東西に紛
々むとを知国天祐川に到りて対を武士
の来るを松に寄せ松中人多くして敵く
迫り一らむとす時に武士比素門下にて退屈
しと突き[illegible]筆を[illegible]て西形を打き既に血
を[illegible]く西形おしまうるみ憐るるるく優
然として敵に[illegible]去る西住を[illegible]て甚
哀泣す西形の云余塵を出し[illegible]
誠に茶花の変に及ぶを知らず不思の禍
芝より起るる物なるよる又物をうまい一心
物を[illegible]や汝宜しく古郷に帰るべしと
西住止るを[illegible]東西に分れ去る
思し堪忍を大切にまもるの意[illegible]一し又
十六夜自[illegible]天祐の[illegible]松に

のり西形の昔[illegible]て[illegible]
星人の[illegible]
愚考七文字を例の一の詩の詞にて[illegible]
温庭筠の詩の一聯 鶏聲茅店月人跡板橋
霜又彩毛[illegible]集に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
芝山曰因話旧[illegible]不[illegible]辺[illegible]旧[illegible]方
明一霄[illegible]余事燒竹烹茶記我[illegible]
[illegible]
師手曰成[illegible]考曰[illegible]易尽者若氷山[illegible]
[illegible]
愚考花花為紫[illegible]声[illegible]縁[illegible]の[illegible]

[illegible]

父母の[illegible]

一書に良弁僧正を[illegible]に[illegible]ハ父母を[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ脱す

[illegible]の雲林院

一書に伊勢物語に[illegible]

[illegible]

[illegible]

毋々曰思爾蠶指と云へり孔子曰曾參之孝精感万里と云故事を云て旧里の人小云を聞て一日治元家上原氏木枯の女の婚姻をうて一日此婦を成敗をり第太の巻に云る改る人木枯の女小姫入りて小指を切て母に与る事の為に木枯の為に小指を切て自此長を作らるるの心指を切て改る事を知て如此の事を云て改る事を知て如此の事を云て改る事を知て如此の事を云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるて云ふて女子の花を賞するを又をりこの
らんや
さてけめし味ふ蓮根を荒ふる
婚川百をむ[illegible]味ふ蓮根をなまるふる
[illegible]
寓形と家をやつれ女房花
愚考白氏長慶集に移根易地莫惟憐野外
庭前第一枝如今春色春寂寞花開將
爾當夫人花を薔薇の紫と丈を女房花
に賞て家をのれと[illegible]
[illegible]
元和日指遺集をくくとて家の妻戸を明
[illegible]
[illegible]

松北中[illegible]
愚考[illegible]和尚我[illegible]
去甚[illegible]
[illegible]花を南無の弥陀仏と申[illegible]
[illegible]雅詩集に曰唯一の祈願して此[illegible]
[illegible]一時の感偶[illegible]と云
守武の辞世を越方[illegible]
山峯の松[illegible]辞世とする[illegible]
寒松日守武を天文十八年八月の卒去[illegible]
花の[illegible]
[illegible]書あり　愚考撰去の辞世として書入
[illegible]
[illegible]辞世の意味[illegible]
[illegible]

声聞縁覚を花厳経を因とすれば花
をもつて世界を悟り弥陀の名号を唱へて
ゆく末極楽の浄土に往生する人々を
此るゝ梵音を通の玄旨を含み彼と
ゝいひ辞世とゝして終すべき不可説
を仮初めとして思ひて序文をハ書きもの
なれ菩提山と書きハ此るゝ感すべき不
あり或絶妙曰芙蓉所求之仏果世とのの
意味をもつて只一滴と清涼の海花
の眼を備る海月ひとし

芙つちくつ傳ゝきけ心れ畠心

故柳曰釈氏要覧曰生滅輪回曰世界迷途を
悉知不定の義と元亨の意を則入間不定
をもつて

南無や空をの有ものなりき子

愚考懸華経曰仏言南無決定法仏世
号名号音声と云く瑯琊代酔曰釈氏
称仏菩薩名号皆冠南無二字と云く源平
盛衰記云重衡卿の害をもつて時刻西
に向て唱へ給ふ南無八幡大菩薩と合掌
時刻ようやく西へゆくを彼を思ひ
合せていちをする

橘のうりの歌見ぬ世のうり

愚考日本紀垂仁天皇九年田原間守命し
て常世国に橘を求めしむ十九年皇
崩仏暦三年三月朔日高麗の僧又奇
さきつきつとなるをもつて形の色をうけてむ
しの人の神の色をする

なのまとうや燈籠一つ　主コ歌

愚考燈籠を四月記曰後藤川院のはは上
皇ニ上聞ゆと云く東鑑曰追福方灯を
北朝公為救平家夫魂盂蘭盆方灯を
供養被行と云く　一書上主コ歌を荷号
ろ別号ことりと云を非為コ歌を江戸の人メレ
コ歌とよむ一説上神懐紙の連句ゆ
盂蘭や小町の骨は見るもよし
愚考帝系図を考帝孫の小町ゆ小さき屋
の南の方上居ゆめの落とりて蓮華とり
小町の骨と云則落ゆ一小町を義江の
妻小野良實の女なりお坂ゆて死すと云く
又冷泉家の書曰六十九歳井出寺ゆて死
すと云ゆめの落ゆ江家次第井出曰貴刹八十

為小町のとくゆ死ゆ
愚考帝系図ゆ
落花ゆ小町の骨は見るもよし
の時ゆ上と云く此て上八やく切てよと云
二年切と云又人名一の侍按ゆ
如帝花死出の里人を迷ふ
愚考新古今集ゆ
なきゆ人を旅の空ゆ
記火ゆきゆ泪の意ゆ　書
一書上清子めゆ
ゆ古き泪ゆ
ゆいゆの
数の外ゆ上
高ゆと云新ゆ
神垣や れゆひゆけく涅槃像
一書上金葉集神垣のなりとれ上と夕

[illegible]

愚考摩訶経曰涅槃不死不生之法也一切修行者帰依也又法華経上金口親宣曰吾度元生故方便現涅槃廣如壽量品又像法決疑曰昔優填初刻栴檀亦波斯始鑄金質皆現写真容圖妙相と云

[illegible]

樗山曰双林寺中小西行樗と云人有花のもとにて死ぬ[illegible]

連翹や[illegible]日と[illegible]

愚考芭蕉の三[illegible]

[illegible]

十五日叔号円位俗姓大蔵郷の法師こゝに住しくさのみの集の序あり又[illegible]

木履なく僧[illegible]

一書に此[illegible]

[illegible]

[illegible]

の交りを惠を法師と魚肉を断きつけ
ちるるれ給ふやと云て
貞享戊辰の年弥生朔日
東照宮の別當僧正の北房に
慈惠大師 迦葉執事 法華
八講の修るゝ日なりしかば
硯をとりて序品のおもてを
散花の間よむ
愚考 東照宮は別當を東叡山内寒松院と云
慈惠大師を元三大師のうつし天台座主兼職
院の良源とゝ自分鏡をとり影を写して
曰我像を墨染まとる邪魔をとゝめむと云
今東叡山に有る所の像を求て学ぶ紹れ
[illegible]

なりと云て寛和二年正月三日入滅と云
法華八講を修八人ありて一日二巻宛講ずるを
とこのや石淵寺に勤操延暦十五年を友業
の母の冥福に供せんとて此寺を建しと云
八講とゝいふ事を加賀国より出す也法華
八講形に供徒に施す料なりとこのや法
華第一序品に曰天雨曼陀羅華摩訶曼
陀羅華曼珠沙華摩訶曼珠沙華散
仏上及諸大衆
かゝること為ら用やあらひれ玉
愚考 弦女成仏の事ありて法華経提婆
達多品に曰いはく女人速に仏に成る
を如むやとは弦女一切の宝珠首飾也
三千大千世界之以て仏に奉り仏則之を

受持しまつる弟子智積菩薩等を去舎利弗に
語りて曰はく宝塔を見る世尊納受し給へ
疾しやなやと言一て曰はく疾しく女の曰はく神力を
以て我佛小乗にむかへを就をよ又見よりも
速なるむ尚世の底を皆弟子の忽然の変化
変して男子と成て菩薩の行を具し則
南方無垢世界に行宝蓮花に座して正
覚を三十二相八十四種好なりて説く十方の一
切衆生の為に妙法を演説するを見たり と云
々

古寺や蛙とびこむ薄の草　州

愚考曰とは三年なり三年なりとは天智
天皇天武天皇持統天皇三天子の産湯の水
を汲む故に佛教なりと俗に云

智光大師改て三年なりと文字を改むと
云く例山を教待和尚建立す長等山寺を勝
寺と云に山むかへるの山猪と云ふ也
山号を猪名と云ふ伽藍太秀郷弦宮坪より
十宝の一ツなり此を天竺祇園精舎の良の角
に移る蒲宇寺にて但楽経の文を写し名
薄なり又永の発動に山徒の為に焼て
其声を出さと云

灌佛の日に生れ給へ赤子ぶ
愚考灌仏を日本後紀曰仁明天皇兼和
年中始て灯法師始て行と云く赤子八孔子
家語曰鹿を六ヶ月にして生ると云く
れとくやいてあらくせうきの
師尹曰五雅俎曰七月中元日謂て盂蘭盆目

連因母陥餓鬼獄中故設此功徳令法餓
鬼一切得食也
おのゝけの火をとる虫はなるさよ
愚考打掛切竜盆供給
魂まつり祝ひの酒を向ける
愚考盂蘭盆経曰七月十五日具設百味百菓著盆
中供佛之祝ひて百味百菓をもつて大樹合せ
たる酒をもつて一盂蘭盆を日本
紀曰欽明天皇三年秋七月十五日須弥山形を
施す寺北西の隅に造りて彩色をなすと云
魂まつり道ゆき明り蓮葉の
愚考今の施餓鬼寺の西の隅の辺の所明るゝ一
つの人家の京物をもつて水粥と
粥とを食ふ心を感じて供

詮を問へば夫木集に人すまで殘る身をなに
古寺に狸の子とて敵うちを狸のみに敵を
うくすを狸の服敵といふ也とあるを
ときあはせをもてかうとて下知しまをあるを
寺の無行こうつうを法とりに祖をふるまふ
をもるを敵を則太敵をうつうつりとりに祖を
もて帰燕の林寺とをきの名人の多陰を又
格別なるものと当世の人の判敵をなむを又をう
狩の子に木綿をうる法所ぶ
愚考托鉢のうを食ををよりのをを也を未世の今
に至りて綿托鉢ををすのをうをうかうの世のをら
をしまを一日の主とをるをを右に木鐸杖を持た
に鉢を持七家限りて食ををに比丘の法律
をうを修ぶをいを所に七種の木鉄金銀銅

を鍍をうの又銅鉄の鉢を者に多をうをを
鉢形の飢人に施しを一つを水中の底生に
施しを一つを陸地の底生に施しを一つを
七世の父母及餓鬼底生に施しを一つを
をうを食すをを故狩を曰日食上分をを
曉鬼神の分をを或を河利底母（きしぼ）の食
を或を魂霊神の料に充つ善く法鬼に及に
の故に散飯と号く又律の法に其数七粒に限り
又生飯三飯三把をを書をの木のを沢あり
ををををの涙や雪に水ををむ
愚考法金剛の安國論を日蓮上人三箇の未
に文應の初に安國論を製作しを人板にをを
雪野やうを二王の行脚

愚考二王寺古寺蜜迹金剛右手那羅延と
号本地大日如来佛法應護のあらまして阿云の
二口明窓と云て右手を挙たるの
仏像を置て安置せし雲佛
愚考新撰遠集又丈六仏を雲まして仏像
て供養す瞻西上人いまし一の樹の林のみゆき
うと思ひとくまして仏像を造りて比佛を云
まうるる一
千観の言まうせわしとしの仏
一書又千観を指氏相列の利史敏貞の子なり
初三年ちまを生後又法の垂邇近山又仏て明く
法口又出て自ら言夫又成り形人を為む性
慈悲まうしを嘆る色面又有又微笑を含む
給を造像を安置奉ひ仏と申す　愚考は白
山中金剛法明明山阿国梨位人叙すあの又
千手観音又まして投る所の子なる坂千観と
号すと云く多れを形を示、言也活しと、と
以為まして仏を助字こを師を仏と以心を
はめるるなり
古宮や宮ちるる　獅子　孔
愚考古伝西条曰左天日神左地曰祇日本紀
曰天水地祇アマツカミクニツカミと訓す玉篇曰猴
便日行五百里以虎豹為糧又曰狙子者畜類
中之王也故法佛薩埵乗之多変論曰四足獣
之中独步之最而伏一切者似虎而黄質尾
短毛大如牙と云て
月代は元弁の仏なり　梅の元
愚考さらやきを形石集又始て月代あ紙

入るとなりまた八幡倉山に来りまたるきやとなる物
やらんとしや
絵言るるるるるうしろの橋ぶ
愚考名物六帳云朱子語類に漢桑河用
神祇待言皆以木為之已芝紙裁之術と
云く神言を献る代ることいとなり
彼麻一度ふる所に祓ふ
愚考五雑俎曰呵之相禅皆相生者也
而猶反禅於火以火尅金所畏也故謂之
伏祓去禦分也廣雅曰除災求福謂之
祓禾篇を去るる魚ひくに示篇なりと云く
以祓を出淡問芸曰天武天皇白鳳三年六月
晦日大祓朱雀門に集りて祓の式なり
式を文武紀に祓としたり

天皇の御代にはいらせたまふ
愚考是時須を幸代主命にして大国主命の
にるなり大国主を大黒なりの神を名目数
袋鈴に曰日主の号数す一きるをせ知すの
の幸代主にるに宜なるなる毎家此父子の
号像を合せ奉りて敬拝すること吾国家の
法神幸を待りの神を此外に知るなり
有弁を幾代にるり後去家
愚考津吉国基の歌年紀と表せ
して和歌の浦に幾代に形りを玉津島姫此
歌の初を作りて奉りしといひけて切に
なるなりとなるる
君の代や みかくるるまき 玉樹
愚考落倉右大臣子代横伊豆の沖山の玉

[illegible]

先祖梅を心の色に[illegible]

一書に王仁の祖波津[illegible]の花を[illegible]

の歌を[illegible]

曠野集員外

員外の[illegible]

集の[illegible]東口の[illegible]

[illegible]

[illegible]

則此叡[illegible]

面透明級曰[illegible]

叡の[illegible]昌俊と号す山城国[illegible]の里に

[illegible]昌俊を集[illegible]三十六歌仙の一人

[illegible]山花[illegible]の朝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

虎[illegible]人[illegible]

[illegible]

猩色を変ず

成美曰小学致知篇に程子曰嘗見有捕虎傷人去衆莫不聞其間一人神色猩変問其所以乃嘗傷人人孰不知然聞之有懼有不懼去知之有真有不真也

猿を聞て実に十月三声の涙

太節曰杜甫秋興之詩燕斉孤城落日斜每依北斗望京華聽猿実下三声淚奉使虯陵八月槎

猿の語を[illegible]

一書に槎の字に素撰ともとなく　愚考猿[illegible]

流を[illegible]山流[illegible]

[illegible]

[illegible]

兩回蕎麥四寒菊竹向文曰雄八兄麥としひ
雌麥を才麥として又廣忘曰一茎黄麥二茎
柏麥三茎青麥

をうつり松の色きらる石の燈

愚考名物六帖云燕間錄曰戴石屏之詩小
麥麴胡克食松明夜尚燈是之涼山之
忘松心肯油物如漆山西人多以代燈頗不
畏風箱根或名鞍馬口又名篠竹を
未孫て賣をまる

手白いとをむ　小山社　寺

愚考若狭口とまて大系ゑ白の無形肯
僧主を細川玄貞法下之法眼紹巴の家匠
まて懐紙を鞍馬寺の什物とする附ま天正
[illegible]

林をなかれく盗人の妻

一書ま樂天の詩ま大体宮附心總苦絃中斷
腸を秋天白を吹らう

柏木の脚気のくすりと

成美曰源氏菜十茎の内不ひよりまいと
ひらひ作るかくひやうとしまの不ちく作ろ
ちうしうしうまてたるる作ろ和名抄
脚気一名脚病俗ま阿之乃今
うまとしとまま不破の万仮
成美曰文德編年集成曰言葉山まて秀次
の屋後不破万仮十八茎人しとしとまま山日害
呼ま文禄三年七月十九日
[illegible]

愚考云ふ[illegible]標[illegible]の[illegible]帛と水面よりさすを切
[illegible]を流[illegible]沖よりて[illegible]多分入也
よりなるとるるとかや焼帛[illegible]の類とハ
又格別なる物なるとかや[illegible]

狀況よりみくるの　説　男

一書に今昔物語に曰[illegible]の[illegible]に紙出て
往来の人をなやますよりて[illegible]光[illegible]
ぬ[illegible]真[illegible]武等に[illegible]ハ女車
[illegible]紙[illegible]
服を剥[illegible]むと云よりなるを[illegible]雄即時に紙
の[illegible]を石捕しとく

袖を振[illegible]婦の法術

愚考云[illegible]

宇[illegible]の[illegible]の袖に虚空[illegible]
[illegible]の袖を印
てその[illegible]安置す

美しき鍬うきそうきそ北水

一書に古語に云備魚浮春水

柳のうらのかまきりの　卵

愚考端[illegible]の[illegible]に[illegible]
つめて子をうみ[illegible]蝶端と書ていかるの
子この方きりのすとりにその形のあ中[illegible]
まや伯父のふり又ちいのふりをとりにかかる集
に曰五月の芙端婦の子化す則七十二候の義[illegible]
[illegible]孔子家語曰[illegible]八月[illegible]て化す[illegible]九月
より四月[illegible]八ヶ月[illegible]

夕[illegible]深[illegible]の[illegible]

愚考不合[illegible]義と思ふ二句を見る人こゝ五雜
姫曰朝毒不出市夕震走千里夕毒を日和
毒を八條物を出市上ふるを走て物ふ人と
ち ひきをふる 勝角力として
愚考角力れおこりを神代ふをあるしを
人の代ふるをを垂仁天皇秋七月當麻蹴速
を殺を宗孫ふ投殺しを不死を悪く宗孫
ふをふと日本紀ふを一説ふ力を勝方一云
ふ世といふ是ふ非ふをの起りを
をふを又ひろをむと云出ふ
ををし 秋の中の末のを
火光の皮の衣を
侯見をし とぞ知ひ侯て

注曰火光の皮衣火鼠布と作を和
ふのふくや眼の古ふるふと 愚考姫の
二句を作を語いをふふの姫子のいをふ
ふを作をしをを玉の枝ををふ
ふふふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

愚考源氏葵の巻に六条の息所と引入の大臣の北の方と葵の上と車を爭ふて仕丁とものなりそひなりていとさはりき給ふいさゝか略し手琵琶の望木を書換る

云伝ふなりこゝ意のうハ音さ

代まるまゝ安しと更おひて

強一巻ふ　のけ　一

愚考伊勢物語の後日業平朝臣いもの函ふ

のの使ふ仕まて神ふまるまて子ひとり

より是こゝ迄なるふまゝ物語りまるらゝ

ふゝ多りとなるまハ道物りといふ第自の

歩られもまを多ゝりこゝて云信の俤なり

秋京なる仁明帝の皇女恰子内親王也此

[illegible]

俤ふ叙す何なるまるこゝらなゝふゝ

まるのゝりの物語なり実を此時懐胎有

て多りまを此ゝふ意のこゝ京ゝとまを伝まを系

ものゝ代系りの俤をゝの打出しまるを

言階師尚とりふ秋宮腹の言階家なるまハ

今ふ系京叶ゝとなり以上閑類抄の畧

文なりまて強一巻を全百廿なり京より伊

勢ゝ三十六里往来七日ゝて旅用ゝ雅ふ

芭を旅中の用まゝて雅ふ雅ふとハ

芭俳諧ゝ云ゝふ代系ゝまるを伊勢ゝ

なり俳雅の心底を京に心を置て五家

七道を拓ゝめゝるゝまゝ百廿ふて

のりを定めゝる表を信淡平話の表を

見を内心の大脳中なる詠ふめ正なり

弱の宿禰[illegible]伝流[illegible]八甲斐
愚考弱[illegible]爾雅曰小馬之車文後集曰馬二
歳曰弱又[illegible]やら[illegible]三[illegible]を弱とし[illegible]と
書の[illegible]曰季和語曰十三日とし[illegible]甲斐
の弱逸十五日[illegible]伝逸[illegible]今霄九月[illegible]
[illegible]を言[illegible]一[illegible]の牧の音月の
弱引[illegible]て[illegible]と云[illegible]公事根元日伝流
音月の弱逸を往古八月十五日[illegible]の采女院
の[illegible]國[illegible]八[illegible]十六日[illegible]
[illegible]十七日[illegible]甲斐弱逸と云
[illegible]八十[illegible]日[illegible]の十七日[illegible]甲斐[illegible]八
公事根元[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

十[illegible]年[illegible]の西[illegible]手家[illegible]
く琵琶の妙[illegible]より淨瑠璃物語と
[illegible]双紙を[illegible]師十二神を
[illegible]十二[illegible]
[illegible]
ひらき[illegible]の[illegible]先[illegible]者と
[illegible]紙と[illegible]の拍子を元
又[illegible]一[illegible]人東の洞院目
[illegible]の北[illegible]の帝
叡覧[illegible]て淨瑠璃太夫[illegible]受[illegible]
[illegible]安口判官　弓張　澄憲　[illegible]因
五論碎　[illegible]五[illegible]の本[illegible]と[illegible]正德元
辛卯年初秋吉日竹本筑後掾[illegible]博教
[illegible]押[illegible]の[illegible]器[illegible]弱の宿[illegible]八

之弦をもて直ちに射かうしの一ぐち浄瑠璃
なるべし

月と柄をさしそへてよきぶ
風俗文選に荊口山遠宗祖の月と柄ハいかにも
とりて詮なし　味噌汁はけてなくしらぬ人ハよきぶ
すべ　愚考許六と許六ともに宗祖法師の
名をいふ心ばせやうや意味深重なりてをし
ちまハ然人の眼耳ともに万望ていとの方
のなめゆく月と網をさし赤大若きまぶ笠
ゆきもり吏太集に夜の夜をひろすくしく
すむ月を我ものの新人歌とそれ万葉の
ぶるを網をさしこしこ笠ものるしし夫
木集の歌をもて柄をもしして歌ものるまと

西柄を相星とさし柄の物のものを物を月を
柄をさるとしるるを意ものを物をうるを古人の
胸中をさるるもの
吉木柱ぶの一ねとてよりうるを
使のものとるもまくすぶ
愚考吉木柱をゆうるまをハよみまるを
ちまハ使をゆりよりて六帖我妹子こう来
てそよりそうを吉木ぶりちさるむぶをまき
ゆりとゆりハさまハとてぶるまを意まを
なるこの
なまを吉まとと猫の子を撰ぶをし
とうをうをまをてなるうこうを
愚考事林廣記曰試猫從頭搓番若尾起則

為託義屋負而不收抵服下則捷又格物論
曰猫捕鼠獸且暮目の星く午時竪ゐして糸の
如し其鼻端光冷唯夜至一日暖と
花の賀よきらくらく流蕊つ
一書曰多田満仲の四男美丈丸を仲光我子幸
寿丸の首を切て身代とす時美丈丸の四十九
賀の祝うう仲光ら〳〵なるみしるしとなる一しと云く
愚考花の賀源氏細流仁明天皇嘉祥二年奥福
寺大法師幸賀天皇御四十賀始て正月より六月
まてに生まれるもの花の賀を祝ふ七月より
十二月まてに生まれるもの紅葉の賀を祝ふ
歌会独吉 題首 ゆ ら
太弁白井殿抄曰寂蓮顕昭を毎日参りていさ
[illegible]

[illegible]
如序例のとつこのもの[illegible]と名付て[illegible]
[illegible]大将家より六百番歌合の時のこと
[illegible]献立の皆ちうひ
愚考本朝語園より或序まて頃の六首の歌を
[illegible]て和用者の作小根のかより押入て[illegible]
[illegible]雲の六首[illegible]る歌より皆元暦
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てそ此歌よまえるゆへよ其の字をハ
書り其をこうらむしと問す羽刈より出
を上京するをハ光をもて北嶽の縁をて
おもうるなり
おろしと小法の家の名世多
丹波国与より出す長仏
百万をこうひ不て花れ光
愚考或ものよ七条河原より久立して
雷おろしなりなりの柳原河原坂のかとり
まてはるの水よりおひをしく咲と云て
雷れなりなりをこのるしきなの林さ
の外とりよ出くく国蓋より長仏と小法の
家をて尚国追分より三宝なりより善光寺へ
乗法れ国出るなりとるるなりさて出の

長歌を流浪の大長仏と元年して百万の住ひ
不とりよをを小法の事紙をのの書む掛く蓋
ををつるを長仏なるを家をてを三月十三日
大長仏永延三年斎然始て行とりよるよ
ハ子奪をり百万とりよ者一子を子供ひて
狂気出奔法京ようてめうなひをるるり
花よ桜り掛こて海なる1.文 人
居りを静よきけハのうひ
酒をひるりよ法のおろれ月
法住しをこのうひをるを舞とするを悲と考の
のうひをるをるを未林よりの続なり此るを
流るをのこのなひすきを桜と眠をその心を
始て酒をひるりよをを仲秋十日蓋の侍なり
良夜をなりよこて

出る北月をうさて又一日を暮し味ひて
ゆえよよりしきけたうひすやとハいひ
そうして古歌をひさすに我をなけれ
うまさへうしとれ月哀わるる仮枕
手枕まくれて小雨れ夢うるまとよく
しきけたうひすや喧又置又嘈くとも
書て舞の乱きてる歌と神唐のるまハ
ぬたくくれるようし名をへてきけた
うしとの月なくとを成かとのまし
舞もといふるカでとスシカラヒスシラ
とてと通ると才一よりしきけハうひ
すやまてを一日をたくしきけハうひ
そうとないてさるなりるる心なまを神唐
るまハうるるを温るる

論算の大きさ五石ばかりと
成美曰荘子ハ我樗と成而実大五石ハ
利なはるるまをるれ見込るる
ゆるるまをて
人
物のるるを安を芝名利の地
愚考家まてをその飄を汗由ハ伊ハ奪ひ
をるこ箕山ハるれるをまて水をのむを
人のるるまみて飄を絞りをる吞ることて
木の枝ハかけてくハ鳥の吹をひハ言の
すかをこのうかしとて手拭てをり又堯帝
の動するをうるふさしと耳のこのまを
ハるハかとの陽去るまハ次のを安を名利の
地と三日ハ汗由ハ伊ををすこの古詩曰長
安古来名利地空手無金行路難

[illegible]白氏文集帝都名利場鶯吟安居又終夜清絲弄笑欲不知疲世安名利地此與幾人知

きめしやのかたくなてやうに
空引あるかの人達のうたくし
なるはたかたのは脇もすあるの茶屋
一書にうたかはるるかの人はたひきうひてうたと
しるしめ　愚考保氏葵の巻に紫の上十四歳
此君を上はるきは方なりとて色の宮上に紫
とをやはるこうかくをひとつをあくをやの
又をのうに人なてやのとなきは此君の伊勢
ふ一後はりのをたうしうれかしてをの
まうたをうちうしるひてをの夜はれ
[illegible]

[illegible]ていまこれ光のあかひうう
一本に法皇の自ひとするは非をオミと荀蟹として天をしうは
[illegible]生人去て後三月れ百日ふてをうをたは坂に荀合をの
とかすは又次の嵐のかのうく元中とする芭蕉非と嵐の蕉の
元中と歩り元中とは人元中をなうしう
なやうくに人然に人殊に夕なこの光
なの雲を流るるみるはくむて
けり月のうはの空をて消さうう
愚考源氏新の巻に人とこのようく君を空をの光
はるのをいとをとれなて愚案病者の空ををうを
死相なり東洲に曰姫君於今疲労絶自去
十二日に目上瞳御此る殊山相を由医師時長警
中之於今去か甚特欲凡能人力之所也
遠八ちて涙の時なり又東方朔傳曰黄雲

熟八青雲致虫白雲致喪黒雲多多赤
雲主有火兆二月より四月の間又
夕霞の上を指て立のきまして消又
山の間の心を立て行月のうへ空ふ
てかけやまとゝるむ此歌うをまへきの
花表りや河原院の白さ夕霞の上を言ふ
又次の歌ハ居眠の白さ夕霞の上を言ふ
のをまひたりの使まして色をうしろ隠
てをつ一てを夕霞の上の使ハ白さの二
之白の注釈ハ注ハいろ〳〵なまとをみる臆
説ふして之益なまハ紙墨の費をいとふて
略し羊さて又なやまくといへ初をいろ〳〵の
義理有といへとも皆信をのひなやまるこ
変化をしたりといへ初こ源氏竹川の巻

いとかくしてハなやまくこゝろをそひたりをそ
ぶらしまくきといへ言ふり推ハ本の巻ふを
なやまくまハやしこゝろ日かけ出ぬ沙くて色則
活といへ義ふり我伝流ふて色ふ行ふくと
いへとこゝろハ活りハ
爲光ハ前の今の文や天津屋
愚考天子上林ハ出て居を羽ふ巡ハ帛
書なり漢書蘇武伝の畧ふり又古今集
ハ秋風ハハ初屋この子を守ゆふる袋玉ハを
をかけて為ふこゝろむ
恨をふる間ふまくまハとくふて
静ハ前ハ辞をすむる
一書曰静ハ前この家ふ一捕をまて長絶の
ゆへ沙をををを

は芸をまなうすけより教訓その位よこのまを欲
舞より名をるき女をまいとてれ不色なりえ
を舞の形より名つやをけをのをこよきを
人をいしむりをいるよるまりしまこの方
色義強ををこよのをこまりて公よりこひ
の人をとるを心許六の語集の紙まを神家の
舞養をを舞の舞めと位まり曰吉聖をを
舞をを好みをるをいを別をり
空禅の離魂の位れををしき
成美曰李草綱目人参條下より有人肝則受方
分有身一振之別沮不活蓋人肝則魂帰于
肝此由肝虚邪襲魂不帰舎病名離魂
位をいを法きの上略まてををきをよを
をを思案分ケれ病をを一人をこのけ一人八を

人両人をを人形位元対位より人の主位
をを分をるのをををを
位をるをり　金二方両
いをををきを子を他人をを考をり
一書より京家町より家甫をいをりの家をれを
をきをを限り二人の男子を勘当して
家財家義を責代をり二方両は金を懐
まりて生涯貧者の困窮をを手けをを
をの此位まををを畸人語より出をり
やけをををして人ををきを
を味堂曰楚国より一人の孝子なりを或はなや
をちて母の歯をを火より取をくをの罪を悔
て自分と郡主へ訴一生をりをその母れより
やう道を我子ををををとや切より

鞠の花のことを附記せんとす

そめいろの不老草浅黄の秋のくま

一書に蘇迷盧山を須弥山に作り西域記曰左大海中擬金輪上日月所回迫既に北八黄に南を青く東白西呉藍にそめいろの山をまとをそめいろの富士と引直すべき花とせしかるべき学れ一瓣

一書に学花をもて花にうつる芝居の心花とするべきなり

俗説をうれしき紙に色みるべき

愚考事物紀原曰諸葛亮始製之為祈供又為中秋登高之具遠仁志の俗説山導師元に入て林浮因といふものを求るに此浮因らく俗説を製す説山

阿弥陀の河浮因が来朝し後に氏を姑洗と改め南都に住居すと云へり

西王母 東方朔

一書に平家物語に曰滝口のいへに西王母といひしに人を昔をなりて今をなり東方朔と申しものを名をの不学し因るべきに

よしや鄙の古れ子しらき

愚考曲礼曰鄙語のいへるを花をそるまに虚に虚の対なり

ひくなかさりて伊勢の八郎

一書に後のひるのるにいるをそう

愚考後のひるを九月朔るを伊勢に豆雛といふものを今をそ不ひに児寺の歌ひ

こすぎ法し一秋宮の雛儲八月朔るに家として

説なり人形を垂仁天皇八年殉死禁令始て造るなれハ世代をうるひ一き八数を
俗に田の面の花といふ此日西収を祝ふ也
田の実とよい一日

満月に不改 撥をなうめてや

愚考雑記を出るとて曰ハ三月はうるを
を伊勢まてハ豆腐をまとる不改の数ひ
とする撥とてもなく不改に詠ふとして
笑ふ一し此時節日に満月の撥とをなを
やうるそこの名人の云ふ一しまて則八数に
法て満月を未来の楽をたもい斗まて詠
ぬるやと上を人伝へ来るものく一説に満月に
撥をなとさしをるの補ひをうとして家
まてハ名なるもの補ひをうとなの極

この名花大鏡花と一花なり伝補ふとして法
を形なるもの此時に月をのこまを伝なり
茶の月二つなるうるをまてもなれ月
序をのまハをて出ひ作まを

念者法師をなるまの林うを
夕まを月又うらかしき紙を夜茶
愚考不改撥とをいに法ひて会を
を伝なるを又れりるき見出るう平生の
をなまハ不改とをいに法ひをうを
又うらかしきと多伝の夕まをれとこひ
ををくに法ををうう
むしろ茶一き噴 続れをう
一書に出るまて尾張国にひ法きの演に
ようをうるを基おやをうをを茶礼を乃

後[illegible]延を変てその家の子孫者[illegible]
穴[illegible]を[illegible]て喚續して[illegible]
[illegible]容然[illegible]家中独[illegible]
[illegible]にその[illegible]愚素[illegible]
[illegible]
[illegible]遊[illegible]
[illegible]後呼續[illegible]
[illegible]月の里[illegible]祖[illegible]星[illegible]
[illegible]夜[illegible]
[illegible]代倉集[illegible]
[illegible]

[illegible]新酒[illegible]人の[illegible]安き
[illegible]
愚[illegible]博物志曰人中酒不解治之以湯自漬

則愈湯亦作酒[illegible]味也又[illegible]草紙[illegible]曰[illegible]
[illegible]首の[illegible]行の[illegible]
[illegible]酒[illegible]酔[illegible]
[illegible]の[illegible]治
[illegible]湯[illegible]
[illegible]雪[illegible]
[illegible]新酒[illegible]安[illegible]八[illegible]
[illegible]酒[illegible]
[illegible]
[illegible]酔[illegible]
[illegible]湯[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

外面業れ学わけ人ゆく

愚考此る病体ゝて出るゝ沙汰すゝを非るり只酔ゝの酒人酔ゝてゝまゝハ酒さうしの業をとゝゝ人ゆくゝゝ外郎の涉袋参のゝさうさうゝ実論ゝ和歌色業抄人云外面を脊面ゝゝ外聖ゝゝ書て家の後ゝ芝又学主の接投之

疱瘡新の遠と思ゝ不ゝ蟲の白き

愚考痘を古ゝ疱瘡天皇天平年中紫れ人彩羅人渡流して漂泊の形ゝうゝう法ゝ書ゝ世人泰澄和尚法を授して御息災ゝゝと云く此病の甚しき酷酷帝後光明帝嘉二年時疫ゝて崩御ゝゝとゝや又麻疹ゝ百年二年時疫ゝて人ゝゝゝゝゝ

妊のものを治ゝゝゝゝゝ

宗因やうの名よ人よそ三節をうゐて
手子ゑる甚角うるやうて猫すてて狂すて
てれけよりそこゑ彼を御皆こ並ゑすう
神雲やさてしのひうる相の木よ
玄味堂曰古詩よ曰三寸白雲峰指相云く
なうさてしも捷乃　萩
一書に云名拙曰陸奥守為仲任果てのゑを
ゑの時玄陳殿の萩を折て古捷十二合よ入
持てのゑりをまハ人ゑのるれく皆て京一入
ゑる日をを二条大路よをを見物して人多
くなつまり車をくなをまこをうゑる業
るをを押合人月とりよ後のゑを玉
月の人[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]

ゑのしものよいをを[illegible]
愚考大抵[illegible]ゑ[illegible]の[illegible]
れ息不達のれ曹子の前ゑうを狂ゑ
きゑのけあうきゑるを帝あやみと
ゑのめをせまつ達とものとれいをゑうをきハ
ゑ忠細を思ゑうゑ心のうちをゑうをを
法をまゑる出をわうをを
柳ちうと例の莚
一書に莚を好の下ゑ人通ゑゑ探手のゑゑ
ゑのゑをゑ云又八王云侍者の長節よ莚を
変或をを布をを、或をを変物をすゑ皆莚を
の使ををうを作ゑ皆ゑを廊下作ひの莚を
寂しき杖を女夫吾ゑゑ
愚考私よ配するを女夫と云婚を調一媒

なのを夫婦とりて
ゑこるれしをうり峠さえすまし
一書ゆくりり峠を伊賀と河内の境なり云々
さきし学や正木を引ゆ誘ゆらむ
一書ゆさきしさを接なり正木を刺木すして
上より目のありしりをさきと云此歌をむ
を篠をりさきしの下略　一書ゆさきしさ正
木をを杉の上ゆて倩ありのり幸学
接と又学学茅種ホ法従なり下略　一書に
延喜式村種と書　紫学日本紀私記ゆ曰福
草和名抄云草枝々相値蓼と相當也　愚考
さきしさ種と ホ多をれをを此るを葛を
枝茅ホ幸学学学学学接の説を強らしこの付種の
先の縄物る朝蓼蓼の妻やるををのさを
を枝学や接の正木を引ゆ仰く倩と接や
正木を引ゆ倩のを引ゆを接をを引ゆを接ゆきゆ
引ををゆす義をり
物をりをりをを合をををををを名ひ
陪をり　を　みる　女中をり
浦浦をゆ　腔　吹ゆをり月深し
愚考物をりの倩をりの倩をりを此ゆるを此今を
を物のりの倩の倩を倩ををのゆのり源物物
るをを押ゆをゆる倩をを此をををををを
をりの初を元て倩をををるりのを源氏物
をの巻のをを杉むすをを杉むすをを杉
めをりすをいを心物をををを杉
物のをりをみを杉をる倩ををゆ余波を
よせりの倩物ををきをを巻の戸押のををを

[illegible]

中村長保等天[illegible]宗[illegible]て[illegible]る[illegible]二百石紀列
家の[illegible]て[illegible]宜[illegible]れ[illegible]魏[illegible]
寛文十一年[illegible]す南源院殿と号すと云
若君[illegible]矢射て[illegible]の信
愚考武用弁略に曰寛文七年[illegible]紀列の
大き家に五人に命して手射をさしむ而備
葛西源[illegible]つ葛西[illegible]徳田甚太郎吉田才
[illegible]岩橋長太郎[illegible]九分余れ通し矢八を始る
と云て[illegible]大矢数[illegible]
数[illegible]大矢数[illegible]の[illegible]
[illegible]尾陽[illegible]八千[illegible]射[illegible]と
云て[illegible]に曰[illegible]本[illegible]
[illegible]

秤ハかること人しれぬ奥

愚考秤を斤両を二つのゆへ北越にて
斤両といふ又ちりう杜秤略してちりきと云
此方概入れぬ立のはるなるに
愚考猩衣は曰入れの立を説係帝妃姫
立ちて侍く仏れ乃入れをうれい猩係入
うるまを立ちをのいるとと猩衣の大将より深く
意をさをうれいられるひるたりのうく
計りめさまて人ようしなのいまうるを
を悔をまりあるのうしきをあくて
後日ようの侍をいいすりをるのそう

炭俵

信濃何丸撰釋

毛の窓をひらき心の泉を汲

一書に云僕捐めうるに朝開毛窓夕汲心泉

一書に云莊子曰原憲居魯環堵之室茨以生草蓬戸不完桑以為樞而甕牖室褐以為塞

十あまり七の文字の野風

愚考野風を俳諧を卑しみていふ語なり朝野と云ふきて朝を朝廷の義野を郊外の義なり

宋人の手を龜裂といつる薬

愚考煩はしく炭をおこすを手のつかれるといふ薬茂家の白丸元左炉

龜手不龜夫此古事を莊子曰宋人有善不龜手之藥者世以洴澼絖為事客聞之請買其方百金聚族而謀曰我世世為洴澼絖不過數金今一朝而鬻技百金請與之客得之以說吳王越有難吳王使之將冬與越人水戰大敗越人裂地封之能不龜手一也或以封或不免於洴澼絖則用之異也

一書に曰俗の討うのめ多るのめのさく

硫黄を書の目といひて上巻より出物の
硫黄を物の目といひて巻ふ次く色山
吹よりて大うりのさきまるのをかめ
てうくいとろや
有理の法をなやうう
盛美曰宋僧洪吳軌石門文字錄云宋迪
以八遠絶妙人謂之无聲自演上人
戰余曰道人能作有声画乎　愚考
王維曰詩有聲画画无声詩又曰王摩詰
の画を画中に詩なり王广書ら詩ハ詩
中に画なり
詩の正義に次の五つの品
盛美曰詩正義曰各篇之例義無定
準之不過五[illegible]取一或偏挙所字或

全取一句偏挙[illegible]或上或下全取則或
盡或餘亦有[illegible]其篇首撮章中之一
言或後都遺[illegible]又假外理以定称
なるをやまくの巻しの歌ひに
そあるくねと
一書に曰和歌の五義篇序歌曲流
例の口に任せるまなる篇に
よりて不なりとそ例の名體宗用
教の歌号五音の義なり詩歌の五義をも
るまてひそうふ芸にまるとりて義をう
次に歌す
不思議き業のうち歌を手演し
盛美曰猶教寺酔醒集にまちまうなる

[illegible]

独[illegible]を小[illegible]て略

歌号和の[illegible]

愚考歌の独云を出てそ[illegible]を歌号と

する則教する歌号歌論と会せて之一

梅の[illegible]の[illegible]の出る山路の

古注と俗意の歌するより自中と意の

字をそ[illegible]と[illegible]を[illegible]の一[illegible]意

ふたりや新略の法とやいひ[illegible]き杜甫の[illegible]

蓮の句と暫附雪載花義知[illegible]沉波

又林和靖の梅の句と横斜疎影新水淺

深暗香浮新月黄昏[illegible]

の法なり愚考歌俗歌とは[illegible]新

略の法とそ[illegible]や新略互歌とそ祖

義の名と郭云正月そ梅のなるさかり

を[illegible]とき[illegible]の名[illegible]

[illegible]正月梅の咲[illegible]附[illegible]

いか[illegible]花の咲[illegible]

しやとうつるのなとき[illegible]

[illegible]八梅と[illegible]花正月と[illegible]

の宗物をもてうけ合とも[illegible]附[illegible]

[illegible]歌を略し梅と[illegible]花を新と略し[illegible]

[illegible]の余意の歌[illegible]余意を新[illegible]

[illegible]や[illegible]

新略といふる法そ[illegible]新略互歌と[illegible]

[illegible]宗を略して互と歌[illegible]の名法

[illegible]胎の方法換骨の方法と注
[illegible]人[illegible]いく四如てこうそいふるるこむ
[illegible]を胎を奪くして骨を換るゆへは奪胎
換骨といふ摸写[illegible]摸写[illegible]摸[illegible]て
無[illegible]を[illegible]るの方法[illegible]錯綜相例[illegible]
[illegible]て[illegible]例すといふの方法なり
[illegible]
一書[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
日[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
愚考按ずるに[illegible]の例なるべし[illegible]
五月五日の百山祭の[illegible]今新の新嘗おこ
なひ心得なるべき人なるべしと思ふ[illegible]
中越後の山家にて今新なるべけれといふ人[illegible]
[illegible]人なるべしいふ人も[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 本草綱目の出啄むよりの
[illegible] 名なるべし　嵇美曰和漢三才図会
[illegible] 曰播州福富小稲石雀餅又毛吹草に
雀餅を和餅なるの脇に食入るる者の
かくなるべしと
細しと餅なる故の雪の月
一書に源氏蜻蛉のうら葉に卯月の餅なる故
[illegible]の花の花　中略　月をさしいでぬまと
花のいろさへなるかと重するに
六月七日なるよりてをいへるなり　墨考
[illegible]通の餅なる故の月とを七日をを
[illegible]

[illegible]
野人曰卜[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

此ういまいの小さき仏を見るに

愚考仏灯録曰 釈迦牟尼世尊入滅涅槃迦葉至双林樹間進点歸法仏於金棺内現双足又曰宝物集ふ大江匡衡昔物語天元安元九十日刻赤梅檀而摸造紫磨金容今既涅槃之滅後二子手治紫磨金面礼両足[illegible]次の[illegible]ふ[illegible]の小さき[illegible]涅槃の像を元まるる[illegible]

[illegible]の花咲ふ[illegible]の縁

愚考大和本草曰迦葉吳王[illegible]

[illegible]

[illegible]の八九月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

愚考杜子美南京久客耕南畝北定傷非所北窓留引花妻乗小艇晴看雅子沿清江俱飛蝶蝶元相逐亜帯美蓉本自双若使蘆浪舞所有覺聞无谢玉為缸又古歌 [illegible]

[illegible]

[illegible]

成美曰[illegible]

[illegible]

[illegible]

呂青 聚 さうあつまる に すく 水

遊仙窟のうちの詞を引て

一説曰 曲の源水の紙よりも灰汁なり

水の源なるべき音律を引ては

うらの詞をたとへ云ふ

音曲家にて律の表裏をしらざる六義を

云なり 裏は

としへ六律の始きるを呂

呂を律法より五歳門を呂

称白水の青聚としへる彼紙の文

すりて

六呂を義として呂を十二律といへ

律呂をもて法の

詞とする呂を字彙曰呂を陰律

て旅をり云心を陰気陽気を旅助す云こと

まを旅体の情をまるるるむや 学芸曰

俗語を俗語なるの遊仙窟来

外としてるを行とといへるものをたち

ちちちちの詞として

青聚の青をまふたる

成美曰 勢クルヘキ 出を力セクリ

いひ又マヒとも云なるの方云の

ものるを迷てやを東西をクルヘキと云

切蟬の喰倒 ― 柱を

墨考 虫中一すふ云てすて柱ものやら

うきをふより 合切て 虫中ふ 隠れ

蔭 墨き出るり北越 ヨトとして

瘧日をよりてうせしとき　待心
為てすけぶるに弱の年しるき
愚考曰志曰瘧鬼小不能い病一巨人故小
壮士瘧と不病と晋人曰君のよりを瘧を不
病蜀人疾瘧を以て奴婢の病と手宣
よりみいて次に小弱の貧なり志瘧のをよりう
弱るの病なり
法華会の名をいやを小呼出り
愚考連会を亭主なり支をいをしけ小
よひ出ると例しを義の強なり樂天義の詩
小云義花紫蒙茸義を小技使許
謂ゆ就色面ふる害宵餘中略又如妖婦人
縦横蠱を丈寺邪壊人室支惑不能
縦ふ詩の心を為て二ふの例とす

言の月横小愛来る　古　在
おいしきのもの者ふ小ふつてい
ひたをうし盃をるる洋ちち
愚考流皆ふたをていを牛としりをたい小非
るりをつていをいを対牛るをよりたりをたい
たをるるのを小對をていをいを大のるの代わ小
ふたうをいをつてい牛又ををうをたをつてい
小成る而小の蹠ををつていを小成る或を梨
梯の小をよりたをていを大を胡蹄とハ
牛をりをいを牛を男牛を呂一を小人のを
小呂をて牛と心ゆをるる久を全体
体ををうとをを也をるる横小負を
住を横を勇を自海のをを次の仏を
いを知の両方を小ゆを小方を横をして

百年の年の中に何なりしかの時に八十にして
なる比丘尼なりしが次に寺の住持なり東
涯の乗燈禪師曰宗微宗寧中居
叢林涵徐園を重て困窮の去をすて
住昔世上に流行して曰不叢建児一切
叢に比丘尼活人出家死尸と云く比丘尼
法を持ていとなむ心児を捨テイと刑す建児
比丘尼皆出家の法を修ふして児をていい
とすなりて百年のまちをばすて
とて次の寺を死尸を管ふまて所に
らのなり人なり数して云寺にすてて
ふすむつきを浄ち寺とする名なり住して曰
浄ちを極楽の為なりして比丘尼浄ちに
らうして史家を云る和三年なり物言

時統統なり自法を勝ちとして統法
を宗なりとす是を云ふの三宗とする又
天台と云天台山にて開く宗なるまに約
恵の義なり玄と云と云審法の家なり
ま約法の義なり佛心と云所法所教
をなりて教迹なり人を我なり人を心なり心を
なりて号とす又禪とまいふ禪を无心統想ふ
して禪の也なり三論倶舎律いはゆる
ふ形の法なり浄ちを修ふの為を元
て孫陀の名号を三昧すなり也人生死
の義なり形ふしくを大徳ふ中なりて
むしてを号を只俗諦なるのの子尚未の人
なるのでいまふ牛ふなりとなる一
戸てのなりなり法を号の至根

愚考[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一書に年相國の女王女といひ[illegible]公振子[illegible]
成て[illegible]又小倉山二号院を法然
上人供養のおもるゆり新書塔至立世[illegible]
[illegible]
愚考二号院を小倉山の禁と二号院と云
[illegible]
[illegible]
[illegible]

漢土除夜又爆竹を[illegible]
我俗[illegible]十五日の[illegible]又[illegible]
焼[illegible]八[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]
書云故事曰御史台三院三院皆[illegible]謂之哄
堂又事文後集曰哄堂[illegible]大[illegible]の[illegible]
又[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

前の門引[illegible]

安味坐曰或僧西の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

成美日奠中云 [illegible]

云屬の [illegible] の者を和 [illegible] [illegible] [illegible]

愚考一本 [illegible] [illegible] 非 [illegible] [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible]

天子一三尺の袴を貢すると云て　扶桑略記
後拾遺集に伊勢の海の石花菜の関寺
物語のをしてう菜の紙て美濃国
菜や紙に丹波の鹿の角のとて
一書に年家抽後に鹿の角を鹿をうの
この成なとこのよひは出るに嘆に
等の涙きに丹波に丹波の鹿を丹波
一紙を出るに出る出る出るとて
丹波の麻をたりるのいとみ一紙えは
いとりきを麻を者の　うきとりの
出味堂曰のきたりの麻を鍵袴として出袴の数
のりとなく　成美曰伽羅紙に田舎襲者の
きまて物の小袴衣を持て唐に入けて
異名物袴のきに者一者の名の解きね

袴をとけ物のりの襲を奴隷十郎の比喩と
変比を彼を以て此に比す蘇斯緑衣の数と
来子曰引物為説者とさまいやしきを十帝
に比するのり裏底なるものの物の袴を
引けていとりきをもりとて辛孔を
勧るさるのり物袴のるを法次の花見の名
に物の襲裏のの名物に物に眼のり
資道什物記曰物衣者母の胎内に宿し
血中に住五位を経て出現初て仏法修
行に孔く父母の恩を報し元生を
利益せんとすゆへに血相を表して赤
色に染て有るのり物者の比喩の
名し芸事ゆへを者の笑に出るの
よき家や者よりこに資戸の栗茶畑

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大業や蜂の出てまとはる月
愚考後撰遺集よりとりて今月をこうの
やりむ大業や蜂の出るの注あるべき名ばかりの氏
大業を北山なる一
学るよ業をしてこむ考の文をなやしき
るよ為らんと云く
学の一考よ意を入よりの
愚考杜子美便覚学論丈一丁寧
五人技拙云て考て柳なる
愚考支木集山里をそそうそのの芭
蕉技拙する人をなき家文なる又続猿
蓑の白よ咲なる花や後米五十石思よ
よ芭蕉を技拙する人なき家はよし
と思ひし柳を五人技拙の人の庭を
よくこそうり場所よりこのかいとを
う又桜を植て五十石云の庭陽よ松
枇杷なて植迄あるを疑の庭陽よ松
弾よ此柳を五升米の五をゆのさをして
柳のを合も心りをを五をのうさをし
て五十石の桜を又芭白ををてるよする
の法なりをらし
花やや白きこうしらを突合せ
弁光曰白氏文集二月五日花如雪五十二人
頭似霜
新めしの陽を斤勝や立の花
愚考二宗よ曰新花夕月世家と云て主人
花めしるを夕似るなる人古人心を用るを

[illegible]

柳の裳濃ゆすり重ねの中
愚考 柳の裳濃を前に置く 倭し 重ね 此
けさゆすりを古語曰 折花正衣裳 とまた八
必ずしも紅とのみ言ふべからず

近毎に花に珠数つる遠さかな
愚考 枕子紙に中しまた八齢を花に比べ
八なまと花をしまたものの数のみ
世前芭蕉の巻に猩々なる毎をすめて花
のうけいたまたまの数の伊るもや

常なるに川のあるうて志不干
愚考 古今集に金つく吉備の中山帯に
きる細谷川の岩のさやるまで

きるや陸の菓つ[illegible]

一書に[illegible]の[illegible]

[illegible]

一書に[illegible]

[illegible]

[illegible]

よ柳園花四といふより生ずるなり夫を接
樹の方をいふを育人といふ　愚考
さかりのてを紙向の生ずるを心毎ずるを及
ちをいふ出ずといふを杜律曰隔戸楊
柳弱嫋と恰似十五児女腰この詩山人の
仮弦なる者柳を指なる眉を腰なるなり
てまいのるをさかを限るなるを迷といたるやや
さきかものを仮例なるをそを法人なのむ
さなぬるを一

棹の歌をやうう呼めちう歌

愚考棹の歌を仮歌なりめちうを雅の
小なるものの

蓮家祇池を蓮なるさるる

芝山曰武子紙を曰歌王池の歌王勝間田の池
よりなるを紙心を蓮なるのなるの蓮なるを
よりて塘に婦人を称て曰今日拾のして
物を田の池を見るを水濤くして蓮始て
ちるなるの恰行の恰行勝いを毎うに
中ちるを婦人実とちるなるの
歌を仮て曰勝間田の池を我知る蓮を
しちるいを君の蓮なるをちを
をつ人皆彼歌を蓮なるのを
をそむちるなる故池歌師の云この
親王をもつてのの大蓮なるを云ふをつて
彼歌の心をを法か蓮なるを人といふ
なるを物を田の池なるを蓮なる　すてを虚云
なるをとをなるをと云を人皆その体義を
感歎するとこるなる

[illegible]や竹の子蔵人元忠の作
一書に老蚕病蚕の子を白氏文集の句
例に引るゝと云て
かゝきす一二の格の夜明ぬ
一書に江戸本不一口目二口目の格を一二の
格と云ふまるるゝ則短尺を一口目の句
集不格ゝと云て　一説に一二の格を
注に引るゝその不ゝその句ゝと云ふ
愚考注に一の格二の格三の格と打続け
足さるまハ一格の名ゝなるべし実に掛
詞の句ゝ三の格をてゝ目を及ぶ
絶句の京色なるものゝ注をかゝきす
の京色なるまハ注の方ならむ[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

成美曰長濱國原郡敬立寺ちる所十五石信濃の柳寺と称す関東御領の内此寺にて神君の柳を献ぜられしとや大猷院様入しと称し給ふ又の説ふ百目柳といふ

又ある口上に有り　粉五把

一書に安房の国の産の一系ちるものに立す外の樹を外杖の形に成色みるるして山橋日ゝけ山すけ有るうつくしかさりて花ふさる

成美曰粉五把

ある人すいとるを貞徳ちりきの山ある住居ある人ひるを寄ちそすくちりそ成ちりきを出て前の家ある人すくちりそ成ちりきを出て前の家ある人すくちりそ成ちりきを出て前の家ある人す

[illegible]

[illegible]

愚考天照太神然人の事りし所の五穀の種
を天狗因長因に植ゑ[illegible]
[illegible]女の業[illegible]
[illegible]
愚考山[illegible]
を岳と[illegible]

竹の子や児の歯ぶきのうたてしき
成美曰[illegible]

[illegible]

[illegible]
愚考柏玉集[illegible]

[illegible]
愚考月や月や不二見ゆるとする所の所
愚考月や月と書[illegible]
[illegible]
士峯 三上山等の美名なり富士を八葉の業
[illegible]
[illegible]

[illegible]
愚考近思録曰聖人之事二不[illegible]二天[illegible]故至
日閉関云て帰去来の辞[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

菊ハ中国ニ出ル所ノ花ナリ
公石曰菊ハ特ノ物ニ上ル所ノ物ノ
ナリテ目ノ前ニ物ヲ見ル所ノ
ヲ見ルトキ之ヲ見ルトキ
ヲ見ル先ヲ心ヲ
菊ハ中国ノ産ノ
愚考ニ
花ヲ
味
酒菊ヲ花ヨリ出ス九日ノ
一年ニ菊ヲ
菊ヲ
花ヲ紙向ヲ
物ノ

愚考曰桃ハ七絶ナリ一
多寿二変ル三ツ多ク不仙菓曰木
中不生出五霞菓可霊六祝賀七
菓基肥潤隠以書紙ヲ
紙ノ故ニ鄭度ト
書ヲ桃ハ菓ヲ
ノ代ニ
桃ノ木ノ
桃ノ
桃ハ
桃ハ

菓ハ
菓曰
縄音

実、桃のごとし、名みとまりて孫を出す、其
を名づけて、ひるがのきみと名のるなり、宇の作る所
を見て、孫をとり出す、ときたるやうにて孫の
桃をとりしこと

お撲石命、ゆ、桃のうりき
成美曰、古今和歌集、ちはやぶる神代もきかず龍田川
からくれなゐに水くくるとは、

尊、物や、鬱、を、児をうむ、歌

異考、本朝書記、山中、人義生して、英雄を、我張
落ますのそのかうだうといふ、裏に、赤色形く
刑て、突くとやうなるを、沖をと、五穀廻日元、菌八人を
思して、新なるものを、人、のうに、酒うく、菌の毒
を解す、又、を、黍、を、なして、治す、又、地漿、を
を解す、我、伝、流、ますを、必、ますを、加、ゆ、り

ゆすひなるを、ゆ、を、子、を、書て、菌毒を
といふ

庵丁の行神、ゆ、ゆ、月のゆ、ゆ、

異考、庵丁、ゆ、人の、名、梁恵王の、対、宰、刺
を、牧、ゆ、ゆ、ゆ、云、く、無、稽、登、待、ゆ、来、対、玉、女
裁、春、服、芳、被、湘、山、幾、行、雲、ゆ、ゆ、
を、枯、の、織、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
成美曰、和名抄、漢、倍、抄、云、彩、冠、来、度、利、佐
加、就、利、又、延、喜、民、部、式、交、易、雑、島、坂、岩
五、行

南宮山、ゆ、治て

木、枯、の、根、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、ゆ、
成美曰、南、宮、山、英、流、玉、ゆ、ゆ、　異考、美、流
玉、不、破、彩、神、社、考、曰、後、府、中、ゆ、ゆ、ゆ、後

又彩の南仲山と称す故に南宮と改む
平時門の野苑にて流れに入り此神矢を放て
その所を射る伊勢の俗矢路(ヤミチ)と称す首宮と称す
云く宮の神名山と云ふ又伊賀国に南
宮山あり同一体と云ふ也 桃隣の本国と
宮山あり同一体と云ふ也 桃隣の本国と
と同国の垂跡なれば彩流に信ずるなり
芋虎の服つらしろの神名なり
一書に徒然草に云ふ成流宮新彩の彩
芋はかりの名なり
芭蕉翁を我葉屋に泊まりて
もらはなかりもはるよ芋の露
愚考 摂集抄曰西行上人石山の里に
いまもいしまもらはるけしてくの
門まもやまもらはの内のかを見入るかなの
尼ものもらはるものをりもひて板一枚をこそ
たしまるまるをまはれば門のかををたこかきて
もらはらん彼尼元なの尼用ものまはるとも方
まもみるまもと何ものしらん何ものもてを
夜一宿して連歌しるかとるるかまるひの
まらうとのもて形なまはおしるもらまもと
ねりの彩と

猿蓑の巻

小夜ちどりまはの白ひき山
愚考 蒙求曰嵇康字叔夜 向秀彩文
思旧の賦を彩の文選云嵇康博綜技藝
於二絲竹一特妙二於琴一尚就二今古一顧二視日影一索
琴而彈之逝將西邁終其旧盧于時

日薄雲泉寒氷凍弦鄰人皆吹笛去聲
聲寒亮進思曩昔遊嘉之好感音而
歎法師昔日遊嘉之好感音而歎法師
ひとり庵をしてなをなをなをなをなをなをなを陳
の留を吹やみをなをなを法師の言を聞て落
の白と書をなを例の棄船撫背のなを人
故ふ蘆庵のなをとはの書なを
初雪ふ隣を教て教はけを
愚考おをなをの人吹なをの雪の意をふ
なを出をなをなをなをなをなを
むけて教なをなをなをなを大坂のなを
さらふ吹なを能治の方なを四なをれをを
五雑組曰を至の後漢ふ曰一九二九相逢ふ
出なを初心の学此をを

此を仏をを法なをなをふ学迎を
初雪のなをなをのを教なを
愚考法なを牛なを犬なをなをなを
とをとをなを吹なを夫なを吹なをふを
牛を逆なをふを言をとをふなをなを
一なをなをと和一
をの夜飯を出なを
枕の草の雪臘なを夜の静
云味堂曰飯を寺を京和ふ古詩の一を
孤雀宿二老枕 愚考又江列甲賀を
天台宗を野仏二百ふ祖翁興の細を
の汁藪の形なを母を山の本城を能
治奥の母飯を出の任を系入和尚
君金て逮中吹ふ

朱の鞘や伝聞ふるの雪の弱
博山日新 古今宝鑑卿 弱とをして袖うち
たちふけるかの伝聞のわすれゆきの
ゆふくれ

禄門の草 足袋 おろす十夜ぶ
愚考 武用弁略曰草足袋一名類貫草
履を云礼るの素足をたとうして草
足袋を用ゆ

白魚の白き身のやはらかの
愚案白魚を江戸浦にて素先の黄斑るの
之を大坂の人此白魚を素先の光来医
庚申やふくふ火燈のかの光しき
成美曰三歩詩より年長芳推甲子夜寒
初共守庚申 愚考皇後天皇の代字

唐土よりの渡りといふとも女帝なるこの故ふ
彩をまもる天智帝始て修しまふとなり
又云大宝元年大坂天王寺にて始めて
彩ふとまいふ又僧史略曰庚申舎を結ぶ
し流人を以彩をし或を絵所を作し
一夕眠らず三尸をして上帝に奏するを
避て罪を任し算をうたふるをゆるさる
を家の法也
この夢を又ふうしはしる
愚考拳白集義ふうなふ坂山のさねふら
又ふうふし書を集ふうなふ坂の立まを
を夢ふ渡しふる
ふのをして夢一日年のふま
愚考彩よをして夢を渡しまをてふん

うきものの名皆濕しすべて只名
皆是れ水の重て就学るとなる
なり
[illegible]
本雅曰ものの重くあるとして貴て只白
水白くめるなるなり
瓜元て心やとしやとしなり
愚考蒼事本紀曰以子之十箇瓜為手
端之吉棄物以是之十箇短瓜為是
之棄物是慎已瓜不一子是之瓜
之法之元也云 拾芥抄曰丑日除子
甲寅日除甲子 甲子 弦日記曰瓜の長
くなるを見て日をこの子まはかるまを子
の日なる瓜きるなと云く教氏要覚曰
瓜の長きを彼戒の相なり云 文殊問経
曰瓜詩七一指搔囊故也云

杖の空尾上の杖ハはるまてる
愚考文選杖奥徒云天昊朗以弥高兮
杜牧待水南山与杖毛氣勢両相亡云夫
杖天の陰陽と法のなりて言きるを杖
なるなるを故ハ万木ハ杖まて言きる杖
の山の尾上ハ立上りなるまさそれなる
て物のとしの義の剣りこさるまの
てるのてハ出つの義なり
テアリの 杖の空尾上の杖ハはるまるテア
きり 杖ハはるまるテア
味噌元ものの向川岩

不住の丁雅の義に水出かしまり
成敗の形ようは和歌の浦まで遊ぶまり
極法の　なるべきまで皆唱えるまり
なりしこのくのぬくまりてうりそめまりへきま
りてみりまりなりしは出かとなりのまりまりなる
まりまりまりへは家の業既まりなりうりまりの歌
るの迫既奇人読まり尾上の松をまるまりう
と歌まりまりまり大切の業まりをまのまりう
をよくしは時ひまりまりをりまりう
まりまりまりまりきりまりまりとりまりう
と歌まりまりまりまりまりまりまりまりの業
まり蹴ひまりまりまりまりまりまりまりまりの
りまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりの
まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりの
まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりの

まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりの
喜吹のまり　雀　乱　のまりまり
愚考唐土のまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり

陰二十九日在膝脛三十日在足趺云云男女共
以此日所為之計矣又魚鳥之底有[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]三月の[illegible]の[illegible]を[illegible]
土佐日[illegible]
二十八日よりの雨やまず[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]をひっゆ
[illegible]米の揚場のもの
一書に禦の[illegible]
[illegible]
米の揚場のもの[illegible]
[illegible]
愚考[illegible]
[illegible]縄の数[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]序文[illegible]其間の[illegible]目[illegible]て自著を押ひ[illegible]の虚を補ふとなし[illegible]文盲の[illegible]
[illegible]伝を[illegible]て初めの[illegible]此業伝[illegible]
虚といふ[illegible]又続[illegible]
と称号をむ[illegible]書の[illegible]
をあて巻[illegible]書のなくなら
むとなすなの[illegible]巻[illegible]
さるなるの書を作るの法[illegible]八九間の[illegible]を
巻[illegible]れおの自入[illegible]
巻のお[illegible]自[illegible]彼[illegible]
の序[illegible]の集[illegible]古今[illegible]
[illegible]眼を[illegible]

古人いまだ温故知新と
[illegible]何[illegible]
加[illegible]
代[illegible]
玉[illegible]
[illegible]十九[illegible]

春秋を経て庶幾と上るを
大鏡と号け因墨卿深の
あるものの偶よりて
きと見て円院老人の
おもかげ

中敬齋誌

江湖雪鑑以古田鑑以人為鑑
道を古きをもて鑑とすべし
ある色うつる皇帝あるの如
口みハ蓬門とのり
吉祥
次第なるまもまた

かの[illegible]迷さ[illegible]む歌人
[illegible]
佛土なる海[illegible]
朝夕[illegible]
[illegible]
立る[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
大鏡[illegible]
[illegible]
大鏡の[illegible]
鏡[illegible]

[illegible]

文政二の初春

友人 [illegible]

郡遷山日庵

三都

京都堀河東ヒ入町　浦井德右衛門

大坂安堂寺町　秋田屋太右衛門

江戸日本橋通壹町目　須原屋茂兵衛

同　二丁目　山城屋佐兵衛

同芝神明前　西田屋嘉七

書林

明月後物語

6276
39.3.14